



University Book

学生要覧

for entry in 2022 教職課程受講ガイド

令和4年度 入学生用

玉川大学

教職課程受講に関する問い合わせ先

■窓口取扱時間

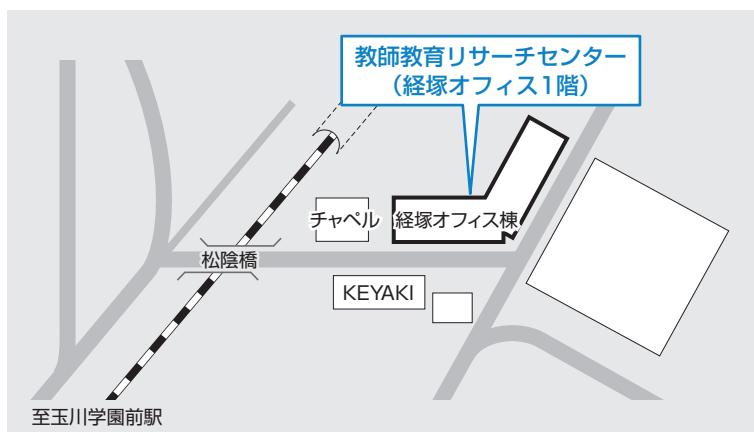
月～金曜日 8：30～17：00（平常授業が行われる土曜・祝休日を含む）
＊土・日・祝日、大学が定める休日を除く

■連絡先

Tel : 042(739)8806 (教員免許取得に関すること等教職課程全般)
042(739)8161 (教員就職に関すること)
Fax : 042(739)8857

■教師教育リサーチセンターホームページ URL

https://www.tamagawa.ac.jp/teacher_education/



本冊子のTOEIC名称使用について

TOEICはエデュケーションナル・テスティング・サービス（ETS）の登録商標です。

本冊子はETSの検討を受け、またその承認を得たものではありません。以下テスト名称につきましては、ETSのガイドラインに従い、短縮名称にて表記しております。

TOEIC®Listening & Reading Test	(短縮名称 : TOEIC® L&R)
TOEIC®Speaking & Writing Tests	(短縮名称 : TOEIC® S&W)
TOEIC®Bridge® Test	(短縮名称 : TOEIC® Bridge® Test)
TOEIC®Listening & Reading 公開テスト	(短縮名称 : TOEIC® L&R公開テスト)
TOEIC®Speaking & Writing 公開テスト	(短縮名称 : TOEIC® S&W公開テスト)
TOEIC®Bridge® 公開テスト	(短縮名称 : TOEIC® Bridge® 公開テスト)
TOEIC®Listening & Reading IPテスト	(短縮名称 : TOEIC® L&RIPテスト)
TOEIC®Speaking & Writing IPテスト	(短縮名称 : TOEIC® S&WIPテスト)
TOEIC®Bridge® IPテスト	(短縮名称 : TOEIC® Bridge® IPテスト)

for entry in 2022 教職課程受講ガイド

令和4年度 入学生用

玉川大学

玉川大学 教職課程受講ガイド

目 次

本学が目指す『教師像』	4
取得できる教育職員免許状一覧	5

I 本学の教員養成支援 7

1. 教職課程の受講にあたって	8
2. 教職実践演習と教職履修カルテ	13
3. ダブル免許プログラム	14

II 教育職員免許状を取得する ために必要なこと 15

1. 学校の先生になる!!	16
2. 教育職員免許状	17
3. 本学の教員養成プログラム	18
4. 参観実習	20
5. 介護等体験	21
6. 教育実習	23
7. 教員採用試験	26

III 教育職員免許状取得の ための履修案内 31

1. 教科及び教科の指導法に関する科目	32
2. 教育の基礎的理義に関する科目等	32
3. 大学が独自に設定する科目	32
4. 免許法施行規則第66条の6に定める科目	32

文学部 34

- 中学校教諭1種免許状
- 高等学校教諭1種免許状

教科及び教科の指導法に関する科目

• 国語（国語教育学科）	35
• 英語（英語教育学科）	36
教育の基礎的理義に関する科目等	37
大学が独自に設定する科目	38
免許法施行規則第66条の6に定める科目	38

農学部 39

教科及び教科の指導法に関する科目

• 理科（生産農学科）	40
• 農業（生産農学科）	42
教育の基礎的理義に関する科目等	43
大学が独自に設定する科目	44
免許法施行規則第66条の6に定める科目	44

工学部 45

教科及び教科の指導法に関する科目

• 工業（情報通信工学科）	47
• 数学（情報通信工学科）	48
• 数学（ソフトウェアサイエンス学科）	49
• 情報（ソフトウェアサイエンス学科）	50
• 数学（マネジメントサイエンス学科）	51

教育の基礎的理義に関する科目等	52
大学が独自に設定する科目	53
免許法施行規則第66条の6に定める科目	53

教育学部

54

教育学科

領域及び保育内容の指導法に関する科目	
・幼稚園	57
教科及び教科の指導法に関する科目	
・小学校	58
・社会	59
・地理歴史	60
・公民	61
・保健体育	62
教育の基礎的理義に関する科目等	
・幼稚園・小学校	64
・中学校・高等学校	66
大学が独自に設定する科目	68
免許法施行規則第66条の6に定める科目	69

乳幼児発達学科

領域及び保育内容の指導法に関する科目	70
教育の基礎的理義に関する科目等	71
大学が独自に設定する科目	72
免許法施行規則第66条の6に定める科目	72

芸術学部

73

教科及び教科の指導法に関する科目	
・音楽（音楽学科）	74
・美術（アート・デザイン学科）	75
・工芸（アート・デザイン学科）	77
教育の基礎的理義に関する科目等	78
大学が独自に設定する科目	79
免許法施行規則第66条の6に定める科目	79

ダブル免許プログラム

80

Ⓐ特別学期における履修	80
Ⓑ通常学期における履修	85
・小学校教諭2種免許状	90
・中学校教諭2種免許状（英語）	92
・中学校教諭2種免許状（国語）	93
・中学校教諭2種免許状（理科）	94
・中学校教諭2種免許状（数学）	95
・中学校教諭2種免許状（音楽）	96
・中学校教諭2種免許状（美術）	97
・教科及び教科の指導法に関する科目 (小学校・中学校コース)	100
・高等学校教諭1種免許状（情報）	102

IV 規則

105

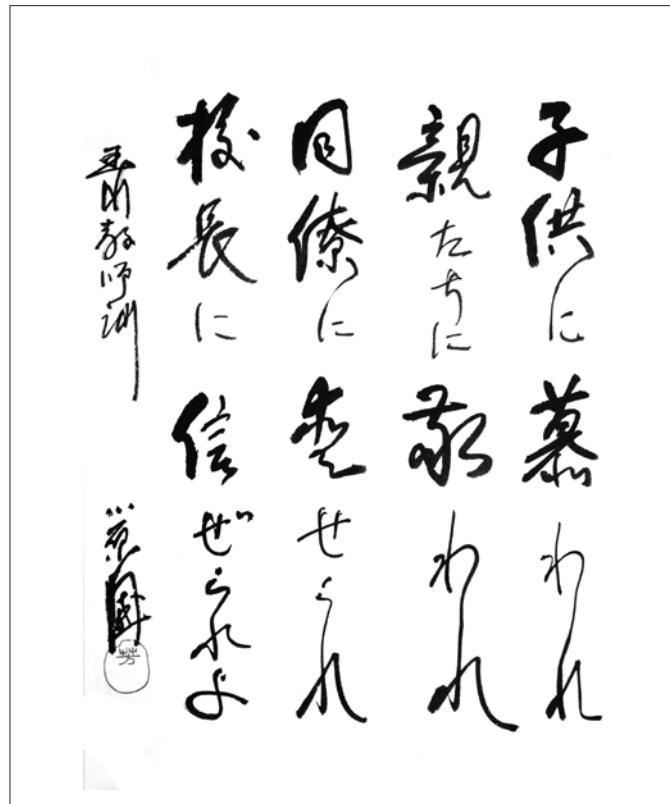
教職課程履修規則	106
介護等体験に関する規則	108
教育実習に関する規則	109



本学が目指す『教師像』

本学は、

玉川教師訓「子供に慕われ、親たちに敬われ、同僚に愛せられ、校長に信ぜられよ」を実践できる
教師の育成を目指します。



本学が目指す『教師像』を実現するために、次の力量を備えた教師を養成します。

- ① 確かな学力と健やかな体を育てる「学習指導力」
- ② 豊かな心を育て自己実現を図る「幼児・児童・生徒指導力」
- ③ ともに高めあうクラスをつくる「学級経営力」
- ④ 新たな学校づくりを推進する「協働力」

取得できる教育職員免許状一覧

免許の種類		文学部		農学部	工 学 部			教育学部		芸術学部	
		国語 教 育 学 科	英語 教 育 学 科	生 産 農 学 科	情 報 通 信 工 学 科	ソ フ ト ウ エ ア サイ エン ス 学 科	マ ネ ジ メ ン ト サイ エン ス 学 科	教 育 学 科	乳 幼 児 発 達 学 科	音 楽 学 科	ア ー ト ・ デ ザ イ ン 学 科
幼稚園 教諭	1 種							●	●		
	2 種							●			
小学校 教諭	1 種							●			
	2 種	○	○	○	○	○	○	●		○	○
中学校 教諭	1種	国語	●								
		社会						●			
		数学			●	●	●				
		理科		●							
		音楽							●		
		美術								●	
		保健体育						●			
	2種	英語	●								
		国語						○			
		社会						●			
		数学						○			
		理科						○			
		音楽						○			
		美術						○			
高等学校 教諭	1種	国語	●								
		地理歴史						●			
		公民						●			
		数学			●	●	●				
		理科		●							
		音楽							●		
		美術								●	
	2種	工芸									●
		保健体育						●			
		情報				●		○			
		農業		●							
		工業			●						
		英語	●								

●=自学科開設科目受講により免許取得

○=「ダブル免許プログラム」の受講により免許取得（受講定員が設定されている場合があります）

*教育学部教育学科については、専攻ごとに取得できる免許が限定される場合があります。

I 本学の 教員養成支援

- 1 教職課程の受講にあたって** 8
- 2 教職実践演習と教職履修カルテ** 13
- 3 ダブル免許プログラム** 14

1 教職課程の受講にあたって

1 教師教育リサーチセンターの活用

教師教育リサーチセンターは本気で教員を目指す学生の総合窓口です。経塚オフィス棟1階にあり、実習・介護等体験の手続き、学校体験活動の紹介、教育職員免許状の申請、教員採用試験対策を中心に教職への就職支援まで一貫してサポートします。また、保育士資格についても同様のサポートを行います。

- 教師教育リサーチセンターは、卒業後の進路として教員・保育士を目指す学生に対して、教育職員免許状・保育士資格の取得に関わる支援業務ならびに教員・保育士就職を推進することを目的として、2006年4月、玉川大学の附置機関・教職センターとして開設されました。
さらに学校教育の研究活動推進の場とするために、2012年4月より教師教育リサーチセンターと改組されました。
主な業務は次のとおりです。
 - ① 教育実習、保育実習、介護等体験にかかわる事項
 - ② 教員・保育士就職にかかわる事項
 - ③ 教育職員免許状・保育士資格等の申請にかかわる事項
 - ④ 学校体験活動にかかわる事項
- 教師教育リサーチセンターでは、本気で教員・保育士を目指す学生を応援しています。教職課程の受講や教員・保育士就職などに関してわからないことがある場合は、遠慮なく教師教育リサーチセンターで相談するようにしてください。
- とくに実習、介護等体験の手続き等については慎重に行わなければならないケースが多々ありますので、自分の判断だけで行動せずに、教師教育リサーチセンターに相談するようにしてください。
- 窓口の受付時間は下記のとおりです。なお、大学休業日は業務の取り扱いができません。また、質問・相談等は窓口（もしくは指定された方法）でお願いします。電話による問い合わせは原則として応じられません。
月～金 8：30～17：00
* 土・日ならびに大学が指定する休業日を除く。
* 手続きを必ず本人が行ってください。友人などが代理で来た場合は受け付けません。
- 本冊子『教職課程受講ガイド』は、本学で教員を目指すうえで重要な事項について記載されているので、熟読するようにしてください。
- また、教職課程の受講にかかわる諸手続きは『教職課程受講ガイド』にもとづいて行いますので、ガイダンス受講の際は忘れずに持参するようにしてください（窓口での相談・手続きを進める際にも持参すると便利です）。
- 『教職課程受講ガイド』は、学生要覧Webサイトでも閲覧できますので利用してください。
- 下記のWebサイトも参照してください。

教師教育リサーチセンター Webサイト https://www.tamagawa.ac.jp/teacher_education/

2 学生への連絡

- 連絡の基本はUNITAMAです！
- 学生への連絡は、UNITAMAを中心に大学のWebツールもしくは電話で行いますので、各自の責任で必ず確認をするようにしてください。

UNITAMA <https://unitama.tamagawa.ac.jp/> 「教職・資格情報」

3 教職サポートルーム

- 本学では、本気で教員・保育士を目指す学生のキャリア形成支援、教職指導のために、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校の園長・校長経験だけでなく、教育委員会において教育行政に携わった経験をもつ者を実務家教員として迎え、教職サポートルームを構成しています。
- 実務家教員は、教育実習・保育実習に関する指導だけでなく、教員・保育士採用候補者選考試験対策の企画・講師・支援を通じて、教員・保育士を目指す学生たちの夢を叶えるための相談・支援にあたっています。
- また、経塚オフィス棟1階の教職サポートルームでは、本学で取得できる教育職員免許状に合わせた検定済教科書・指導書や、教職に関する参考書などを各種取り揃えています。実務家教員の指導を受けながら、わかりやすい教材研究や指導法の修得に努めるだけでなく、教員・保育士を目指す学生たちが空き時間、放課後や長期休暇中を利用して、個人や仲間で教員・保育士就職のための学修はもちろんのこと、模擬授業や共同討議などを繰り返し行い、実践的指導力を身につけています。

4 ガイダンス・事前指導・講座等について

- 教育職員免許状取得希望者に対して、下記に示す必須のガイダンス・事前指導が行われます。各自の責任において必ず出席してください。なお、詳しい日時・場所はUNITAMAで確認してください。

教職課程受講に関するガイダンス	(全 学 部) 1年次	4月
介護等体験に関するガイダンス・事前指導	(芸術学部) 2年次 (文・農・工・教育) 3年次	3月～7月、全4回
教育実習校・実習園開拓ガイダンス	(芸術学部) 1・2年次 中・高(小) 3月 (教育学部) 2年次 幼 7月 (教育学部) 2年次 小・中・高 3月 (文・農・工) 2年次 中・高(小) 3月	
教育実習事前指導	(芸術学部) 3年次 中・高 4月～7月 (教育学部) 3年次 幼 4月～7月 (教育学部) 3年次 小・中・高 10月～1月 (文・農・工) 3年次 中・高 10月～1月 (文・農・工・芸) 4年次 小 4月～7月	
教育実習直前ガイダンス	(芸術学部) 3年次 中・高 7月 (教育学部) 3年次 幼 9月 (教育学部) 3年次 小・中・高 3月 (文・農・工) 3年次 中・高 3月 (全 学 部) 4年次 サブ免・ダブル免 7月	
教員・保育士 就職支援プログラム	(全 学 部) 1～4年次 幼・保 小・中・高	4月～3月

*教員・保育士 就職支援プログラムの詳細は、p.28～29を参照のこと。

*欠席は原則として認めません。授業等で欠席する場合は事前（ガイダンス開催前指定期日まで）に教師教育リサーチセンターに届け出してください。事前の申し出なく欠席した場合は、理由にかかわらず以後の申請などは受け付けません。

- 教師教育リサーチセンターでは、本気で教員・保育士を目指す学生のために、数多くの講座等を開いています。どの講座もやる気と実践力が高められる内容なので、積極的に参加するようしましょう！
- 事前申し込み制のプログラムも多く提供していますので、掲示およびUNITAMAに掲載される案内をよく確認してください。なお、プログラムには無料で開講するものと有料で開講するものがあります。また、記録・広報用としてガイダンスや講座中に写真撮影などを行う場合があります。

5 受講登録・継続

●卒業と同時に教育職員免許状を取得するためには、授業科目の履修登録に加えて、教職課程の受講手続きのために「教職課程受講届」を教師教育リサーチセンターに提出する必要があります。期限に遅れないように提出してください。

なお、「教職課程受講届」を提出した後に、教職課程の受講を取りやめる場合には「教職課程受講取消届」を必ず提出してください。また、「教職課程受講届」が提出された場合、下記の誓約事項に同意ならびに玉川大学が定める個人情報の取り扱いに対して理解したものとみなします。

教職課程の受講登録にあたっての誓約事項

- ① 教職に就く強い意志をもって、教職課程をすすめています。
- ② 連絡先・希望免許状等の届出事項に変更があった場合は、すみやかに教師教育リサーチセンターに届け出ます。
- ③ 掲示等の連絡事項に細心の注意を払い、手続き等をもれなく行います。
上記の事項が守れなかった場合、教育職員免許状・保育士資格が取得できなくとも異議はありません。

教職課程の受講を希望する学生	教職課程受講届を提出してください。 *保証人宛に教職課程受講料を請求します。
教職課程の受講継続を希望する学生	所属学部学科が定める教職課程受講継続条件に抵触しない限り、教職課程の受講は引き続き継続します。 *保証人宛に該当年度の教職課程受講料を請求します。

【注意】・教職課程の受講申請ならびに継続受講が許可されていない者は、参観実習・介護等体験・教育実習・保育実習の受講や、教育職員免許状の一括申請を申し込むことはできません。
・提出期間、受講継続許可などについてはUNITAMAにて掲示します。

6 受講辞退

●学期途中での自己都合による教職課程の受講辞退は、参観実習、介護等体験、教育実習、保育実習などの学外実習の受け入れ先に非常な迷惑をかけるので行わないことが前提です。

ただし、やむを得ない事情で教職課程の受講を取りやめる状況が生じたら、至急、所属する学部学科の教職担当教員ならびに教師教育リサーチセンターまで申し出てください。実習の受け入れ先に直接辞退の連絡をする・無断で欠席する等は絶対に行わないでください。

7 受講中止

- 次に該当する場合は、教職課程の受講を中止します。

① 教職課程受講条件に抵触した者

各学科で教職課程受講条件が定められているので、確認のうえ基準を満たしてください。指定されたセメスターに基準が満たせなかった場合は、教職判定を経て受講を中止します。

② 教職課程受講料を指定した期日までに納入しなかった者

教職課程受講料の請求書は毎年春学期中に送付されます。指定期日までに納入されなかった場合は、定められた期日をもって教職課程の受講を中止します。受講中止になった場合は、教職課程受講支援プログラムへの出席ができなくなります。

③ 教師としての資質に問題があると認められる者、ならびに教職課程履修にあたり望ましくない行為があった者

学生生活等でトラブルを起こし、「学生処分規程」により懲責・停学の処分を受けた者は、その期日をもって受講を中止します。

また、ガイダンス・講座等に無断欠席および出席確認における不正行為等が認められた者、指定期日までに書類の提出がない者については、文書をもって反省を促すとともに、以降度重なる状況については受講を中止する場合があります。

④ 教師になる意志のない者

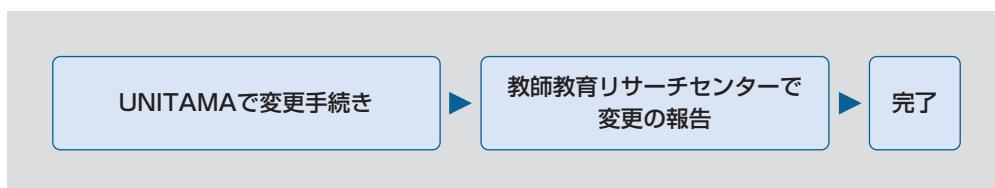
企業就職および進学を希望する学生については、将来教員になる可能性があることを前提として、教職課程の継続を認めます。

ただし、教育実習・保育実習等で、「教師にならない」旨の発言をした場合は、実習受け入れ先からの指摘をもって受講を中止する場合があります。

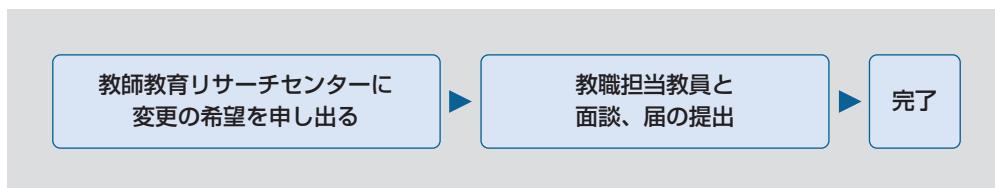
8 連絡先の変更

- 教師教育リサーチセンターに登録した事項（氏名、住所、電話番号、携帯電話番号、取得希望教育職員免許状等）に変更が生じた場合は、下記のとおり手続きを行ってください。

■ 氏名・住所・電話番号・携帯電話番号等に変更があった場合



■ 取得希望教育職員免許状に変更があった場合



9 教職課程受講料

- 本学の教職課程は登録制をとり、4年間を見通した指導・支援を行っています。とくに教育実習や介護等体験に関しては、実習や体験を行う前年度から授業だけでなく、授業外でもきめ細やかな事前指導を行っています。さらに、最終目標である教員採用試験の合格に向けて、1年次から各種プログラム・個別指導を実施しています。
- ここに示す教職課程受講料（例）は、上記に係る費用の一部を受益者負担するものです。なお、取得を希望する教育職員免許状の種類により金額が異なりますので、具体的な金額や納入方法については別途指示をします。

【例】教育学科に在籍して小学校教諭と中学校教諭の免許状取得希望者の場合

年次	金額	予定している内容
1	15,700円	参観実習、教職講座、教員採用模擬試験等
2	13,700円	論作文等講座、教員採用模擬試験等
3	52,500円	介護等体験、実習事前指導、論作文・面接対策等講座、教員採用模擬試験等
4	35,900円	現場実習・事後指導、フォローアップ、論作文・面接対策等講座、教員採用模擬試験等

*なお、受講料は、経済状況の変動により今後改定されることがあります。

*上記以外に教育職員免許状の申請料が別途かかります（p.17参照）。

10 保険への加入

- 教職課程の正課の学外実習（参観実習、介護等体験、教育実習、保育実習）中にけがをした場合（させた場合）などに備えて、本学では下記の保険に加入しています。

学生教育研究災害傷害保険

学研災付帯賠償責任保険

これらは、大学で一括して加入していますので、特別な手続きや改めて保険料を支払う必要はありません。また各自が教育現場等で行う学校体験活動については教師教育リサーチセンターに申し出てください。

健康管理

- 日ごろから心身の健康には注意し、万全のコンディションで実習などに取り組むようにしましょう。健康を維持するためには「栄養バランスの取れた食事」「適度な運動」「十分な睡眠」が大切です（健康の3原則）。
- 体調が優れず、咳・くしゃみが出たら「咳工チケット」を守り、周囲へ配慮する必要があります。また、風邪などの場合は、外出を控えて休養に専念するようにしましょう。実習についても事前に欠席の連絡を入れるなどの対応が必要になります。体調が悪いにもかかわらず無理をすると、実習先に迷惑をかけることになりますので注意が必要です。
- 麻疹（はしか）やインフルエンザなどの感染症への対策も各自でしっかりとしましょう。とくにインフルエンザなどへの対策はうがい・手洗いが効果的です。外出後や食事の前には手を洗い、うがいをしましょう。
- なお、学外で実習など（参観実習、介護等体験、教育実習、保育実習、学校体験活動）を行う場合には、受け入れ側から感染症への対策の証として、ワクチン接種ならびに抗体を有することの証明を求められることがありますので、その際は、指示に従い確実に対応してください。

2 | 教職実践演習と教職履修カルテ

「教職実践演習」とは、皆さんが教育職員免許状を取得するために履修してきた科目や学校体験活動（教育ボランティア・教育インターンシップ）等を通じて修得した力を振り返るいわゆる教職課程の総まとめとして位置づけられた最終セメスターに開講される科目です。この科目では、皆さんが教員としての資質能力を有しているかが問われます。

なお、「教職実践演習」の履修に際しては「教職履修カルテ」を作成する必要があります。

1 教職履修カルテとは

① 目的

皆さんが教育職員免許状を取得するために履修した科目の中で、何を学んだのかを振り返るとともに、今後どのような学修が必要なのか自分で考えるための手がかりにしてもらうためのものです。

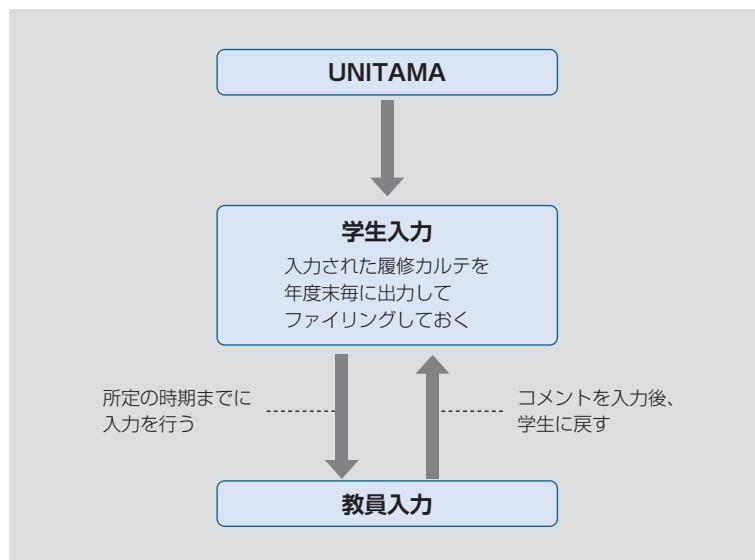
② 作成時期

教職課程の履修科目の受講を始めてから教育職員免許状取得まで、継続して作成します。

③ 内容

1. 教職課程科目履修状況／資格・検定等取得状況（教職課程科目履修状況等）
 2. 教職課程科目受講後のふりかえり（教育の基礎的理解に関する科目等・教科及び教科の指導法に関する科目（幼稚園は「領域及び保育内容の指導法に関する科目」）・大学が独自に設定する科目・免許法施行規則第66条の6に定める科目）
 3. 体験型学修のふりかえり（教育ボランティア・教育インターンシップ等の学校体験活動）
 4. 教育実習のふりかえり
 5. 総括的な自己評価（教職科目GPA・年度のふりかえりと今後の課題等）
- より構成されます。

④ 作成手順



3 ダブル免許プログラム

▶ダブル免許プログラム
詳細はp.80

2016年4月より、学校教育上の課題となっている『中1ギャップ』に対応するため義務教育学校の制度がスタートしました。義務教育学校に勤務する教員は小中学校の免許の“併有”が原則となりますので、この先、採用を行う各教育委員会においては小中学校の両免許を所持する教員を積極的に採用することが想定されます。

また、教員採用試験においても中学校や高等学校に比べ小学校の採用数が圧倒的に多いため、倍率（全国平均 小2.4倍、中4.0倍、高5.9倍）には大きな差がありますし、教員としてキャリアを重ねるうちに、芽生えた異校種での転任も可能になる等、キャリアプランが大きく広がります。

したがって、ダブル免許プログラムにて初等教育と中等教育の免許を取得することは、教員を目指す皆さんにとって大きなメリットとなります。

- 昨今、多くの大学で初等教育（とくに小学校）の教育職員免許状と中等教育（中学校・高等学校）の教育職員免許状取得ができる仕組み（ダブル免許プログラム）が話題になっています。本学では10年以上前から全学的に導入しています。
- 近年の大きな課題となっている学校間の円滑な接続への対応や、教員の資質という点においても、例えば、初等教育（とくに小学校）の教員が中等教育（中学校・高等学校）の免許を持ち特定の教科・領域について専門的知識を有していれば、子どもたちが小学校を終了後に中学校や高等学校で何を学ぶのかを理解できますので、見通しをもった指導ができます。これが「ダブル免許プログラム」のメリットです。

本学におけるダブル免許プログラム

本学では、取得を希望する免許によりダブル免許プログラムのシステムが異なります。

■ダブル免許プログラムのシステム

対象学科	対象免許	履修時期	内 容
文学部 国語教育学科 英語教育学科			左記の学科に所属し教職課程を受講している学生は、中等教育（中学校・高等学校）と併せて、初等教育（小学校）の教育職員免許状が取得できます。詳細は『教職課程受講ガイド』p.80~83を参照してください。
農学部 生産農学科	小学校 2 種	特別学期における履修	
工学部 情報通信工学科			
ソフトウェアサイエンス学科			
マネジメントサイエンス学科			
芸術学部 音楽学科			
アート・デザイン学科			
教育学部 教育学科	中学校 2 種（英語） 中学校 2 種（国語） 中学校 2 種（数学） 中学校 2 種（理科） 中学校 2 種（音楽） 中学校 2 種（美術） 高等学校 1 種（情報）	通常学期における履修	本学創立以来中核にすえてきた学校教員を目指すモデルのひとつとして、初等教育を中心に中等教育を学ぶモデルを用意しています。各自の希望に合わせて取得が可能ですが、受講条件が課されている場合があります。詳細は『教職課程受講ガイド』p.83およびp.85~88を参照してください。

II

教育職員免許状を 取得するために 必要なこと

① 学校の先生になる!!	16
② 教育職員免許状	17
③ 本学の教員養成プログラム	18
④ 参観実習	20
⑤ 介護等体験	21
⑥ 教育実習	23
⑦ 教員採用試験	26

本学では5学部10学科に教職課程が設置されています。
教職課程の受講を行い、所定の科目の単位をすべて修得すると、卒業と同時に教育職員免許状
を取得することができます。

1 学校の先生になる!!

学校の先生になるためには、①教育職員免許状を取得する、②教員として採用される、という2つの大きなハードルがあります。

1 学校種別

- 学校を運営別に分けると、以下の3つに区分されます。
 - ① 公立：各都道府県や自治体
 - ② 私立：民間
 - ③ 国立：2004年4月より独立行政法人「国立大学法人」の運営
- これらの学校では、採用基準も異なれば、働く教員の立場や待遇など違う部分もたくさんあります。
- 単純に教員数で比較をしてみても、公立が全体の90%以上を占め、私立は10%弱、学校数自体が少ない国立大学法人で働く教員にいたってはわずかに1%、という数字です。ここでは、公立と私立の「教員」に焦点を当てて、その違いを比較していきます。

2 採用の違い

① 公立の場合

各都道府県か政令指定都市が実施する教員採用試験に合格することが必須です。
合格者の中から採用が決定しますが、必ずしも希望する学校に配属されるとは限りません。

② 私立の場合

個別の学校単位で行われている「採用試験」に合格することが必須です。
また、各地域にある私学協会に登録し、受験の機会を得る方法や、大学に届いた求人票から応募する方法等もあります。

欠員補充のケースが大半で、希望する学校から常に求人があるとは限りません。

*学校とはいって、私立学校は一般企業のようなものです。採用数も採用時期も、採用の方法も学校・校種（とくに幼稚園）によって異なりますので、公立学校の教員になることに焦点を当てて解説を進めます。

SNSをはじめとするインターネットの利用

- 『学生生活ガイド』に「SNSの利用にあたって」(p.91～92) 注意事項が記載されていますが、教職を目指す学生の皆さんは在学中より、参観実習・介護等体験・学校体験活動（教育ボランティア・教育インターンシップ）・教育実習・保育実習等で、子どもたちをはじめ外部の方々と接する機会が多いため、とくに意識を高くもつ必要があります。
- 子どもたちの写真はもちろんのこと、実習中の話題をSNSへ書き込むことは厳禁です。
さらには、公共の場での会話にも気をつけなければなりません。子どもたちのプライバシー侵害につながるからです。不適切な言葉の書き込みにより、教師になって以降の将来にまで影響を及ぼす場合もあります。
- 子どもや保護者、実習校・教育委員会等の教育関係者が見たときどのように思うかを常に意識し、教職を目指すならば「SNSへの書き込みはしない」覚悟をもつべきでしょう。
- なお、本学では「SNSをはじめとするインターネットへの非常識な画像・文章等の公開」は、「学生処分規程」第2条第7項により、厳しい処分が下されることになっています（『学生生活ガイド』p.183）。
- 軽率な行為により自身の将来を台無しにしないように、SNSをはじめとするインターネットの利用についてはくれぐれも注意して学生生活を過ごしてください。

2 教育職員免許状

教育職員免許状は、文部科学省から教職課程の認定を受けた大学で所定の単位を修得した者に対して、各都道府県の教育委員会が授与するものです。

教育職員免許状を取得するためには、基礎資格を満たし、教育職員免許法に定められている科目に基づいた本学の指定する科目的単位を修得する必要があります。

また、教育職員免許状を取得しただけでは、教員として就職することはできません。公立学校の場合、都道府県教育委員会（および一部の政令指定都市）で行う、教員採用試験を受験し、合格（名簿登載）しなければ、採用されませんので十分注意してください。

1 教育職員免許状を取得するための条件

- ① 学士の学位を有すること（基礎資格）
- ② 次の4つの分野に大別される、それぞれの免許種類ごとに定められた所定の要件を満たすこと

教科及び教科の指導法に関する科目
領域及び保育内容の指導法に関する科目

▶ 各教科等の指導をするうえで基礎となる専門的な知識や技術を養う科目群

教育の基礎的理義に関する科目等

▶ 教員としての専門性を養う科目群

大学が独自に設定する科目

▶ 各自の志向にしたがって、
教員としてのオリジナリティを養う科目群

免許法施行規則第66条の6に定める科目

▶ 教員としての基本的な資質を養う科目群

* 履修にあたっては、該当のページをよく確認し、十分に注意してください。

- ③ 介護等体験（小学校および中学校教諭普通免許状）

小学校および中学校教諭普通免許状取得にあたっては、社会福祉施設5日間、特別支援学校2日間の合計7日間の介護等体験を行う必要があります。

2 教育職員免許状の申請・授与

- 教育職員免許法に定められた諸条件および本学の履修条件を充足し、各該当の教育職員免許状の授与資格を得た者は、所定の手続きにより東京都教育委員会へ申請して、免許状が授与されます。
- 本学では、大学で申請書類をとりまとめて東京都教育委員会に申請する「一括申請」の方法をとっています。
- ただし、ガイダンスに欠席した場合や免許状申請に必要な条件が充足されなかった場合には、一括申請はできません。この場合、個人で申請の手続きを行い、免許状を受け取ることになります。

■ 一括申請に際しての必要経費

申請免許状	合 計	内 訳	
		(免許状申請手数料)	(事務経費)
1 件	4,700円	3,300円	1,400円
2 件	9,400円	6,600円	2,800円
	(例えは、中学校1種・高等学校1種／小学校1種・幼稚園1種)		
3 件	14,100円	9,900円	4,200円
	(例えは、中学校1種・高等学校1種・小学校2種)		

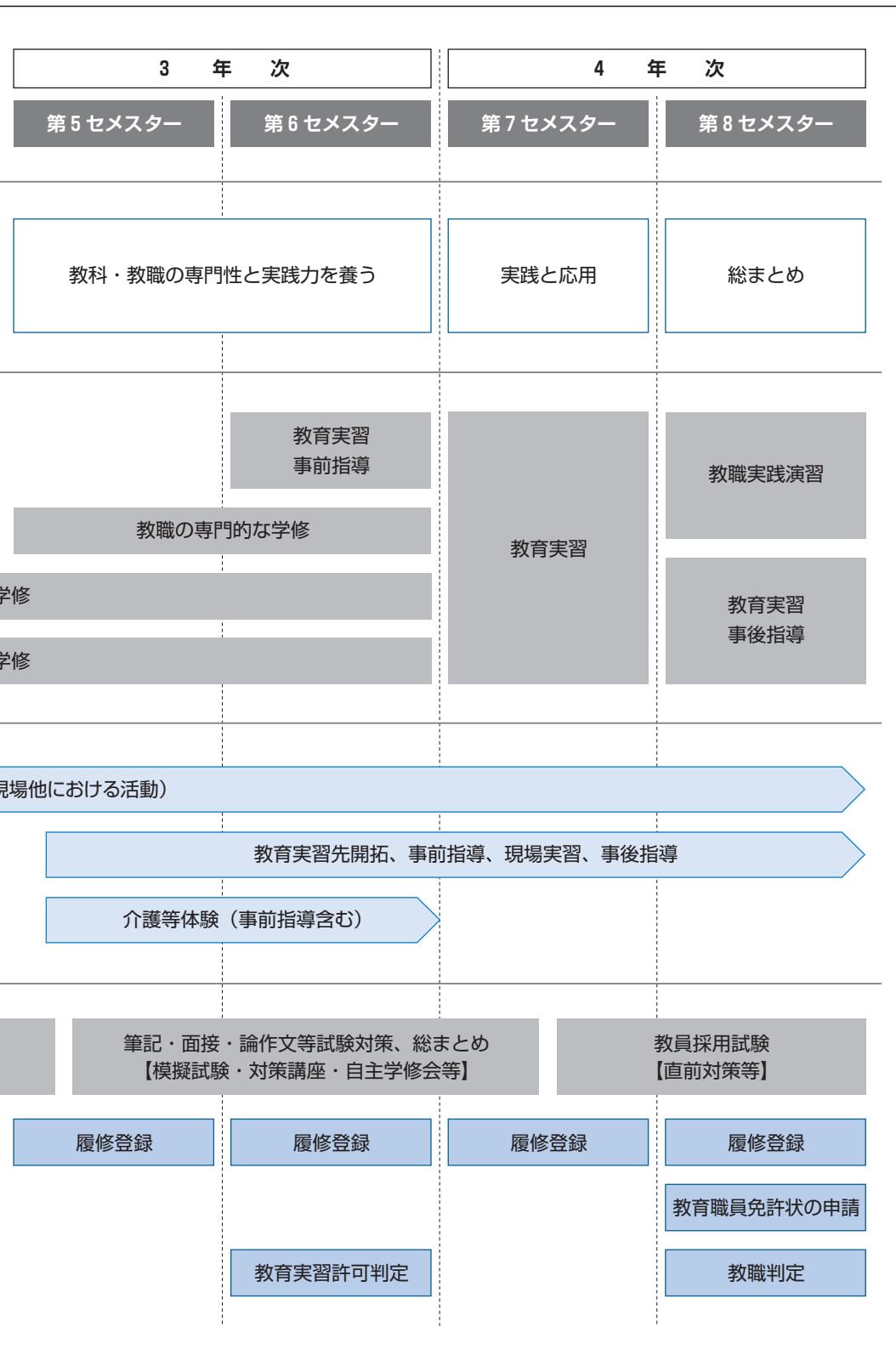
3 | 本学の教員養成プログラム

教師になるまでの流れを知ろう！

幼稚園・小学校・中学校・高等学校の先生になるためには、「教育職員免許状」の取得と教員採用試験に合格する必要があります。本学では、教師教育リサーチセンターが4年間を見通した教員養成支援を行っています。4年間の流れを見てみましょう。

	1年次		2年次	
	第1セメスター	第2セメスター	第3セメスター	第4セメスター
ステップ		教職の意義と基礎理論を学ぶ		指導法の基礎を学ぶ
		教科の基礎を学ぶ		
大学のカリキュラム（授業）				各教科の指導法
		領域・教科に関する専門的事項・教育の基礎的理義に関する		
学外実習など		学校体験活動（教育ボランティア・教育インターンシップ）		
		参観実習		
手続きなど	ガイダンス 【模擬試験】	筆記・面接・論作文等試験対策 【模擬試験・対策講座・自主学修会等】		
	履修登録	履修登録	履修登録	履修登録
	受講登録申請	継続判定		
		継続判定		

- * 本学で取得可能な免許状の種類は学部・学科により異なります。
- * 経営学部・リベラルアーツ学部・観光学部には教職課程が設置されていません。
- * このチャートはイメージであり、学部・学科や取得する免許状により一部異なる場合があります。



4 参観実習

参観実習とは、教育現場の現状把握ならびに進路選択の機会として、全学の教員志望者が1年次で受講します。

1 参観実習の趣旨

●参観実習は、取得希望の校種に合わせて、大学近隣の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・保育所のいずれかに赴いて授業の様子をただ参観するというのではなく、“教える立場”で学校の1日を体験します。大学の授業で学ぶ理論が実際の教育現場でどう生きるのかを身をもって知ることができます。教職課程の学修に対するモチベーションの向上につながります。また、その後の学校体験活動等に対する事前学修の効果もあります。

2 参観実習に関する心構え

●参観実習は、“教える立場”で学校の1日を体験しますので、ただ学校現場に行けば良いものではありません。参観実習に先立って行われる事前指導に出席をし、必要な書類の提出を行うことはもちろん、参観実習当日も学生気分でなく、教員を目指す者としての十分な自覚をもって臨んでください。また、当然ですが、受け入れ校・園の教職員の方々の指示に従い、自己判断による行動は絶対に慎んでください。

3 参観実習の概要

- ① 対象 教職課程を履修している1年次生（1年次に参加していない2年次生も含む）
2年次以上に在籍する転学部、転・編入学生は除く
- ② 日数 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・保育所のいずれか1日（終日）
- ③ 時期 教育学部：1年次春学期（6月中旬）
文・農・工・芸：1年次秋学期（10月下旬）
- ④ 費用 学校までの交通費、給食代等の実費は各自が負担します。

5 | 介護等体験

介護等体験は、教員志願者が個人の尊厳および社会連帯の理念に関する認識を深めるために、障害者・高齢者などに対する介護・介助・交流等の体験を行う機会です。

1 介護等体験の趣旨

- 介護等体験は「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号）により、小学校・中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者に義務づけられています。
- 同法では、介護等体験とは「『障害者・高齢者等に対する介護・介助、これらの者との交流等の体験』であり、『義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から』体験が義務付けられています」（第1条）と記載されています。

2 介護等体験に対する心構え

- 介護等体験は、教育職員免許状（小学校および中学校）の取得を目指す学生にとって欠かすことのできない要件となっていますが、介護等体験を受け入れる特別支援学校や社会福祉施設等の現場は、皆さんに介護等体験の諸活動を通して対人援助の実際・人権尊重や関係形成の重要性を感じてもらうだけでなく、その目的や本来的役割等について理解を深めることを求めています。
- したがって、皆さんは社会で重要な役割を担っている特別支援学校や社会福祉施設での体験において、現場を混乱させることのないよう前もって準備することが求められます。大学としては、事前指導として位置づけているガイダンスや講義出席を満たさない者、必要な書類の提出を行わない者、体験先を不安にさせないよう義務づけている麻疹抗体検査証（陽性）等を提出しない者等は、特別支援学校や社会福祉施設に派遣できないと判断します。
- なお、介護等体験を行うにあたり、下記の事項を強く意識してください。
 - ① 教員を目指す者としての十分な自覚をもって臨むこと
 - ② その日、その日の目標と目的を持ち、受身的ではなく、主体的・積極的に行動すること
 - ③ 真剣に、誠意と熱意と敬意をもって臨むこと
 - ④ 学校・施設の教職員の方々の説明をよく聞き、必ず指示に従って行動し、勝手な判断で行動しないこと
 - ⑤ マナーに十分注意すること（服装・髪型・言動・礼儀等）
 - ⑥ 挨拶やお礼を忘れないこと
 - ⑦ 行動は落ち着いて冷静に、かつ迅速に。利用者にはにこやかに優しく接すること
 - ⑧ 児童・生徒、利用者の方への接し方・言葉遣い・態度に注意すること

3 介護等体験の概要

① 対象

教職課程を履修している3年次生。

*芸術学部に在籍する学生は2年次に実施します。

*教育学部乳幼児発達学科に在籍する学生ならびに取得希望の免許状が幼稚園または高等学校のみの場合は実施しません。

*当該学年においてSAE海外留学・研修プログラムに参加する学生は、翌年次以降に体験を実施します。

② 体験日数

本学では法令で定められている7日間の体験について、特別支援学校2日間、社会福祉施設5日間で行います。

③ 体験内容

具体的な体験内容については、受け入れ側に任されていますが、一般的には、介護・介助等の補助他、児童生徒や高齢者との交流、送迎・散歩遠足等の付き添いなどです。

④ 体験時期

8月初旬～翌年3月の期間に行います。なお、具体的な体験日は、受け入れ施設・学校、社会福祉協議会・教育委員会・他大学との兼ね合いなど、さまざまな条件を総合して調整されるものです。皆さんが体験日を指定することはできません。

⑤ 体験料等

体験料、ならびに諸経費は教職課程受講料に含まれています。

6 教育実習

教育実習では、皆さん一人ひとりが「社会人」として見られ、「先生」と呼ばれます。自覚と責任のある行動をするようにしてください。

また、教育実習の実施までには、数多くの手続きや連絡を確実に行う必要があります。実際の手続きについては教師教育リサーチセンターからの指示をもとに各自で責任を持って行ってください。自己判断による行動や、手続きに漏れ等が生じた場合、教育実習の受講ができなくなることもあります。

「教育実習」とは、教育職員免許状取得のための必修科目です。通常の講義科目とは異なり、教育の現場において一定期間「教員としての実務」に就くことを中心に、ガイダンスや事前指導を受講し、所定の要件をすべて満たして初めて単位を修得することができます。

大学在学中に、関係する科目的学修をしていても、免許状の取得前でありながら授業を担当する機会を与えられ、専門職と同等の経験ができる「現場実習」は教職課程以外にはありません。また、その対象は日々成長・発達をとげつつある幼児・児童・生徒なので、甘えや怠慢が許されるはずはありません。意識の上ではひとりの教師・社会人としての覚悟が必要です。

1 教育実習の心得

- 「教育実習」は、特殊できわめて重要な科目です。実習校だけではなく、都道府県および市区町村の教育委員会との対外的な関係もあります。
- また、現場実習では、幼児・児童・生徒から「先生」と呼ばれるという特殊な立場でもあり、幼児・児童・生徒に対する影響も大きいということを決して忘れないでください。さらに、実習校・園では、他大学からの実習生と比較されたうえで、本学の学生として評価されることも、しっかり心得ておいてください。

2 教育実習の目的

- 教育実習は、大学で学んだ教育に関する知識・技術を、教育の現場で実際に学び、直接肌で感じ、身をもって検証する機会です。校長・園長先生をはじめとする多くの教職員の指導を受けながら、「先生」と呼ばれるという立場で経験することになります。
- たんに教師の仕事の「見習い訓練」をするのではなく、幼児・児童・生徒への教科の学習や、さまざまな行事やクラブ活動等の課外活動を支援する教師としての役割を体験し、幼児・児童・生徒たちとの理解をふまえた交流の在り方を模索し、学校という社会的制度の維持運営の課題を認識するなど、公教育に関して実践的・多面的に学ぶことを目的とするものです。
- また、この現場実習を通じて、教師としての適性を判断したり、教職を志望していくうえでの課題をつかんだりすることもきわめて重要となります。

3 時期と日数

取得を希望する免許種				実習校種	時 期	日 数
幼 稚 園	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校			
●				幼稚園	3年次秋学期 (第6セメスター) 4年次春学期 (第7セメスター)	2週間10日ずつ
●	●			小学校	5月初旬～ 6月末日	4週間20日間
●	●			中学校	同上(注)	教育学部は原則 4週間20日間、 文・農・工・芸 は3週間15日間 以上
		●		中学校 または 高等学校		教育学部は原則 4週間20日間、 文・農・工・芸 は3週間15日間 以上
			●	高等学校		2週間10日以上

*実習校から上記以外の時期を指定された場合は、教師教育リサーチセンターに相談すること

*ダブル免許プログラム、教育学部のサブ免（小・中・高）の実習については、

① 実習時期はともに4年次秋学期（第8セメスター）とする

② 実習期間はともに原則2週間10日とするが、地域・学校により異なるケースもあるので注意すること

(注) 芸術学部音楽学科・アート・デザイン学科においては、3年次秋学期（第6セメスター）において実施する

4 教育実習の進め方

① 実習校・実習園の決定

1. 幼稚園

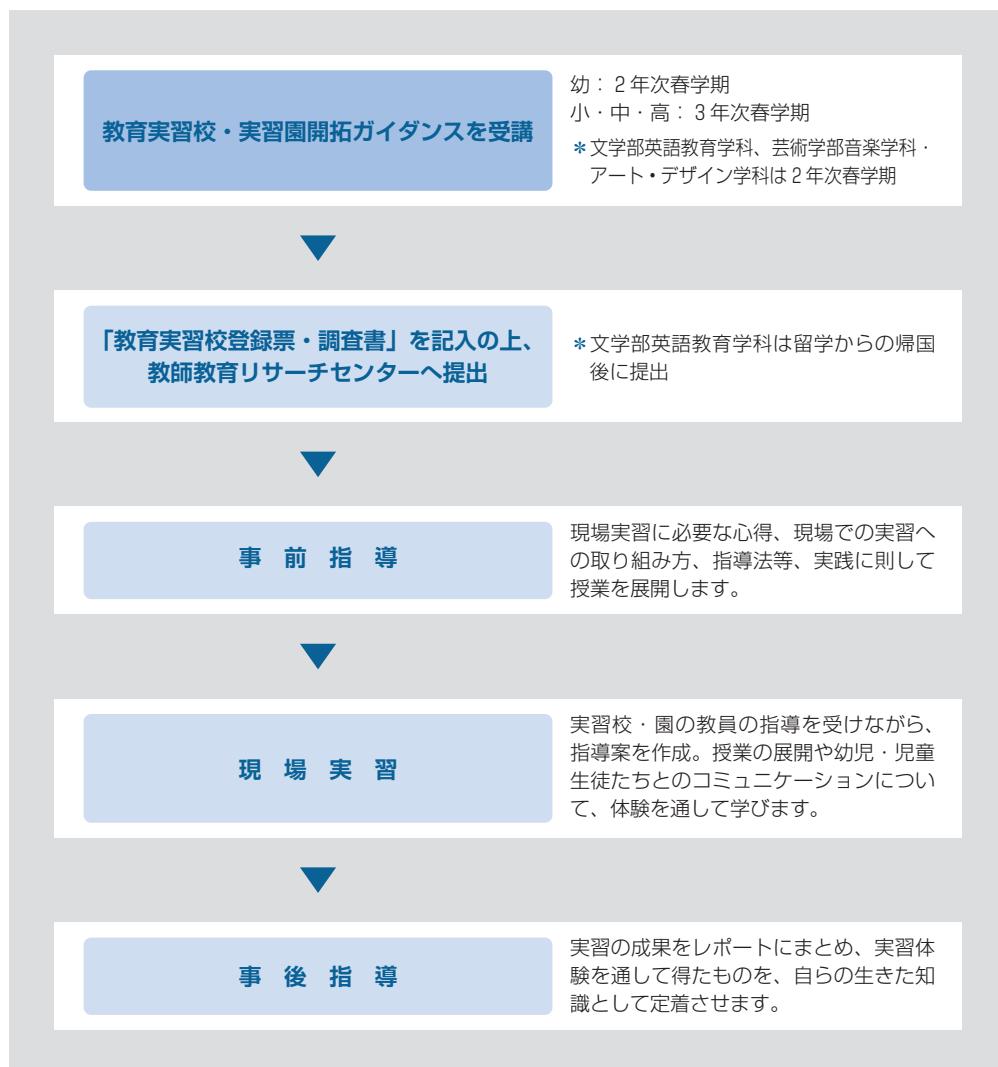
原則として、本人の希望を基に大学が配当します。

詳細は、教育実習園開拓ガイド（2年次・3年次）にて説明します。

2. 小学校・中学校・高等学校

- 教育実習と教員採用は密接に関連しているため、自分が教員として働きたいと思う学校種・地域（教員採用試験を実施している都道府県ならびに政令指定都市）で行うのが望ましいでしょう。
- ただし、地域によっては、出身校での実習を禁止する学校や、卒業生以外受け入れ不可の学校がありますので、各自で確認する必要があります。
- なお、東京都の公立学校、また横浜市立小・中学校、相模原市立小学校の実習希望者は、大学で取りまとめて申請を行います。
- 詳細は、教育実習園開拓ガイドにて説明します。

② 実習までのスケジュール



③ 留意事項

- 教育実習は「教育」の実習ですから、「授業」の実習だけでなく、あらゆる教育の仕事について実習します。勤務は「教育実習ガイド」に従い厳正でなければなりません。
- 実習生は実習校・園の方針に基づいて行動しなければなりません。ひとりよがりな考え方や行動によって、実習校・園の幼児・児童・生徒に影響を与えることは許されません。
- 実習生はそれぞれクラスに配属されます。実習中は「幼児・児童・生徒理解」を深め、人間的接触の機会を多くもつよう努力しなければなりません。特別活動にも積極的に参加すべきです。
- 実習生は授業を担当するたびに学習指導案を作成します。その作成にあたっては、実習校・園の指導教諭の指導を受けなければなりません。授業終了後は進んでその指導を受け、的確な反省を行い、次の授業運営の向上を目指さなければなりません。
- 実習生は日々の勤務や仕事の内容を「実習日誌」に詳細に記録し、実習校・園の指導教諭に提出しなければなりません。

7 教員採用試験

「教諭」として教壇に立つためには、教育職員免許状を取得したうえで公立・私立を問わず採用試験（選考）に合格する必要があります。

教員採用試験に向けて、最新かつ正しい情報を入手することが大切です。ぜひ、積極的に教職サポートルームを活用してください。また昨今の教員採用試験では「教師の資質」が厳しく問われており、面接等に選考の重きを置く「人物重視の傾向」が年々強まってきていますので筆記試験の勉強だけでなく日々自分を磨く努力をしましょう。

1 公立学校

- 公立学校における教員採用試験は、正式には「教員採用候補者選考試験（検査）」といい、さまざまな試験を実施して、教員の候補者として適した人材を選抜する試験です。多くの課題を抱える近年の学校教育においては優れた教師の確保が重要となっており、最近の教員採用試験では人物を重視する傾向にあります。

2 教員採用数と競争率

- 現在の教員採用試験は、競争率が低い傾向にあります。
- 採用状況は地域差が大きく、毎年発表される各自治体の採用者数や競争率を確認するようにしましょう。
- 地域間格差に加え、校種間でも競争率には大きな差が生じています。小学校の競争率は2.5倍前後で下げ止まり傾向にあるものの、中学校の現在の競争率は全国平均で4倍程度に緩和されています。これに対し高等学校は教科にもよりますが依然として6倍程度の厳しい競争が続いている。
- いずれにせよ、採用試験を突破するには、計画的な準備と情報収集、そして効率的な試験対策が必要です。

3 教員採用試験の内容

- 教員採用試験は基本的に1次試験と2次試験で構成されています（一部の県・政令指定都市は1次・2次の区別なし）。筆記試験中心の1次試験で受験生を最終合格者の1.5倍～3倍にまで絞り込み、1次試験に合格した人だけが、面接や論作文、実技中心の2次試験に進むことができます。
- 1次試験は毎年、6～7月に行われています。北海道、東北、関東甲信越、東海・北陸、近畿・中国・四国、九州のブロックごとに同じ日に実施されるのが特徴です。もちろん、日程が重複しなければ、いくつかの都道府県ならびに政令指定都市（以下自治体）を併願することもできます。
- 2次試験は8月上旬～9月末にかけて行われます。試験の内容は、おもに面接試験や論作文試験、実技試験が行われますが、自治体によっては教養試験や専門試験を実施する場合もあります。試験の結果は9月初旬～10月中旬に発表され、合格（最終合格）すると「教員候補者名簿」に登載されます。

- 採用試験では、次のような内容が1次試験と2次試験に振り分けられて実施されています。ただし、自治体ごとに形式や傾向は異なるので注意してください。

試験名	試験内容
筆記試験	教養試験と専門試験が行われます。教養試験は、教職に関する知識を問う教職教養と、一般的な知識を問う一般教養からなります。また専門試験は、志望する校種・教科に関する内容について出題されます。
論作文試験	教育論や実践的な指導方法のテーマを課し、受験者の人物像や教師としての考え方・資質を評価します。
面接試験	個人面接・集団面接・集団討論・模擬授業・場面指導など、さまざまな形態で行われます。最近は教員としての資質能力を兼ね備えているかを重視する傾向にあり、面接試験のウェートが大きくなっています。そのため、2～3回面接を行ったり、模擬授業や場面指導を取り入れたりして、受験者の人物像や教師としての資質能力を多角的に評価します。
実技試験	小学校の音楽や体育、中学校・高校の英語・音楽・家庭・保健体育・工業・商業などの教科・科目で行われます。その教科・科目に関わる基本的な技術・技能を有しているかを判断します。
適性試験	教員の資質として要求される諸々の特性について、客観的に調べるために実施されます。主に、クレペリン検査・Y-G性格検査・MMP I（ミネソタ多面人格目録）などが用いられます。

4 試験の合格と採用

- 教員採用試験は、試験結果の上位者から順に「教員候補者名簿」に登載され、教員需給を調整したうえで候補者名簿の中から採用内定が出されます。したがって、最終合格者数が教員需要数を上回った場合は採用されることになります。ただし、候補者名簿は1年間有効ですので、採用されなかった場合でも、その期間内に教員の欠員が生じたときには採用されることがあります。しかし、採用がなかった場合は、次年度の試験を再受験しなければなりません。最近では、候補者名簿に登載された者は採用年度4月1日に採用となる自治体が増えてきています。また、その年度の採用試験において採用されなかった2次試験不合格の上位者に対して、次年度の臨任教員としての採用や1次試験を免除するといった特別な措置をとる自治体が増えてきています。
- なお採用内定者については、市区町村教育委員会や学校長による面談を行った後、本採用・赴任校が決定します。

5 私立学校（園）

- 私立学校（園）における教員採用試験は、校種や自治体によって異なりますので、希望する学校（園）の求人があるのか、求人がある場合にはどんな選考試験を行うのか、ホームページ等から情報を収集しなければなりません。また教師教育リサーチセンターに届いた求人票から、情報収集するのも良いでしょう。いずれにしても、公立学校のように定期的に採用があるのではなく、欠員が出た場合の補充採用となりますので、積極的に行動する必要があります。

*私学適性検査の受検が必須の場合、学校（園）が独自で行う採用試験とは別に、私学適性検査を受検しなければなりません。

6 教員・保育士 就職支援プログラム（通学課程）

●=おもな対象学年 ○=希望者は参加が可能（事前申請）

区分	講 座	対象学年			
		1年次	2年次	3年次	4年次
教育委員会学内説明会	公立学校教員採用選考 学内説明会《春・秋・冬季》 （東京都、特別区（幼）、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、埼玉県、さいたま市、千葉県・市、岩手県、福島県、茨城県、静岡県、静岡市、浜松市、堺市、大阪府豊能地区等）	●	●	●	●
	東京教師養成塾 募集説明会（東京都）《教育学部対象》	●	●	●	
	かながわティーチャーズカレッジ 学内説明会（神奈川県）	●	●	●	○
	よこはま教師塾「アイ・カレッジ」 学内説明会（横浜市）	○	●	●	●
	さがみ風っ子教師塾 学内説明会（相模原市）	○	●	●	●
就職力・保育士	しずおか教師塾学内説明会（静岡市）	○	●	●	●
	学習スタートガイダンス・学内講座説明会（各学年向け）	●	●	●	
	最新動向ガイダンス（幼小中高）	●	●	●	
	教員希望者直前就職ガイダンス（受験地調査）幼小中高			●	
	保育士希望者直前就職ガイダンス（受験地調査）			●	
教職講座	私立教員就職ガイダンス（小・中・高）			○	●
	私立幼稚園教諭・保育士・福祉職直前就職ガイダンス			○	●
	教職講座（1年次向け・年間） 《教職課程基礎講座、一般教養・模擬試験、ガイダンス・学内講座説明会、現職教員体験談等、各種講座を含む》	●			
	教職特別講座（4年次向け）				●
年間採用対策講座	就職ガイダンス		○	●	
	論作文・基礎		●	●	
	論作文・実践			●	○
	面接・実践			●	
	論作文				●
	第一次試験対策				●
	第二次試験対策				●
	合格者ガイダンス				●
	臨時の任用職員ガイダンス				●
	実技対策講座「幼稚園教諭・保育士コース」		○	●	
筆記試験対策等	教職教養対策講座		○	●	○
	筆記試験対策【@じぶんゼミ】一般教養講座	●	●	●	○
	筆記試験対策【@じぶんゼミ】専門教養講座 (小学校、中高国語、英語、社会、保健体育コース)		●	●	○
	過去問ワークショップ			●	
	県別学習相談会			●	
	教員採用試験「直前対策講座」				●

区分	講 座	対象学年			
		1年次	2年次	3年次	4年次
模擬試験	教員採用模擬試験（全国公開模擬試験a・b）	○	●	●	○
	教員採用模擬試験（首都圏近郊・自治体別）		○	●	●
	教員採用模擬試験（主に地方向け）		○	●	●
	教員採用模擬試験（プレ模試）		○	●	○
	教員採用模擬試験（トライアル模擬試験）	●	●		
	保育士就職模擬試験	○	●	●	●
(体就職支援 通年制)	教職サポートルームにおける個別相談	●	●	●	●
	キャリアカウンセリング（個別相談）	●	●	●	●

*講座によっては別途受講料が必要となるものがあります。詳細については、UNITAMA等の掲示にて確認してください。

III

教育職員免許状 取得のための 履修案内

① 教科及び教科の指導法に関する科目	32
② 教育の基礎的理解に関する科目等	32
③ 大学が独自に設定する科目	32
④ 免許法施行規則第66条の6に定める科目	32
<hr/>	
■ 文学部	34
■ 農学部	39
■ 工学部	45
■ 教育学部	54
■ 芸術学部	73
ダブル免許プログラム	80

1 教科及び教科の指導法に関する科目

* 幼稚園免許の場合は、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」となります。

免許の種類ごとに定められている規則に従い、必要な単位数を修得すること。

* 余剰単位は「大学が独自に設定する科目」に充てることができます。

* 各教科の指導法は、取得しようとする免許の教科以外の科目を余剰単位として、「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。

2 教育の基礎的理解に関する科目等

免許の種類ごとに定められている規則に従い、必要な単位数を修得すること。

* 余剰単位は「大学が独自に設定する科目」に充てることができます。

* 「教育実習」5単位分を修得した場合、他の免許種で「教育実習」3単位で要件を満たすときには流用できます。ただし、2単位分を「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位として、「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。

3 大学が独自に設定する科目

「大学が独自に設定する科目」または最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」もしくは「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて幼1種=14単位、幼2種・小1種・2種=2単位、中1種・2種=4単位、高1種=12単位以上修得してください。

■ 大学が独自に設定する科目の履修方法について

免許種別		必要単位数	必修科目	選択科目の履修方法
幼稚園	1種	14	「全人教育論」 (2単位)	① 「全人教育論」(必修)に加え、「大学が独自に設定する科目」の中から選択して履修 ② 「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の余剰単位で充当 ③ 「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位で充当
	2種	2		履修の必要なし
小学校	1種	2		① 「全人教育論」(必修)に加え、「大学が独自に設定する科目」の中から選択して履修 ② 「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位で充当 ③ 「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位で充当
	2種	2		① 「全人教育論」(必修)に加え、「大学が独自に設定する科目」の中から選択して履修 ② 「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位で充当 ③ 「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位で充当
中学校	1種	4		① 「全人教育論」(必修)に加え、「大学が独自に設定する科目」の中から選択して履修 ② 「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位で充当 ③ 「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位で充当
	2種	4		① 「全人教育論」(必修)に加え、「大学が独自に設定する科目」の中から選択して履修 ② 「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位で充当 ③ 「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位で充当
高等学校	1種	12		① 「全人教育論」(必修)に加え、「大学が独自に設定する科目」の中から選択して履修 ② 「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位で充当 ③ 「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位で充当

4 免許法施行規則第66条の6に定める科目

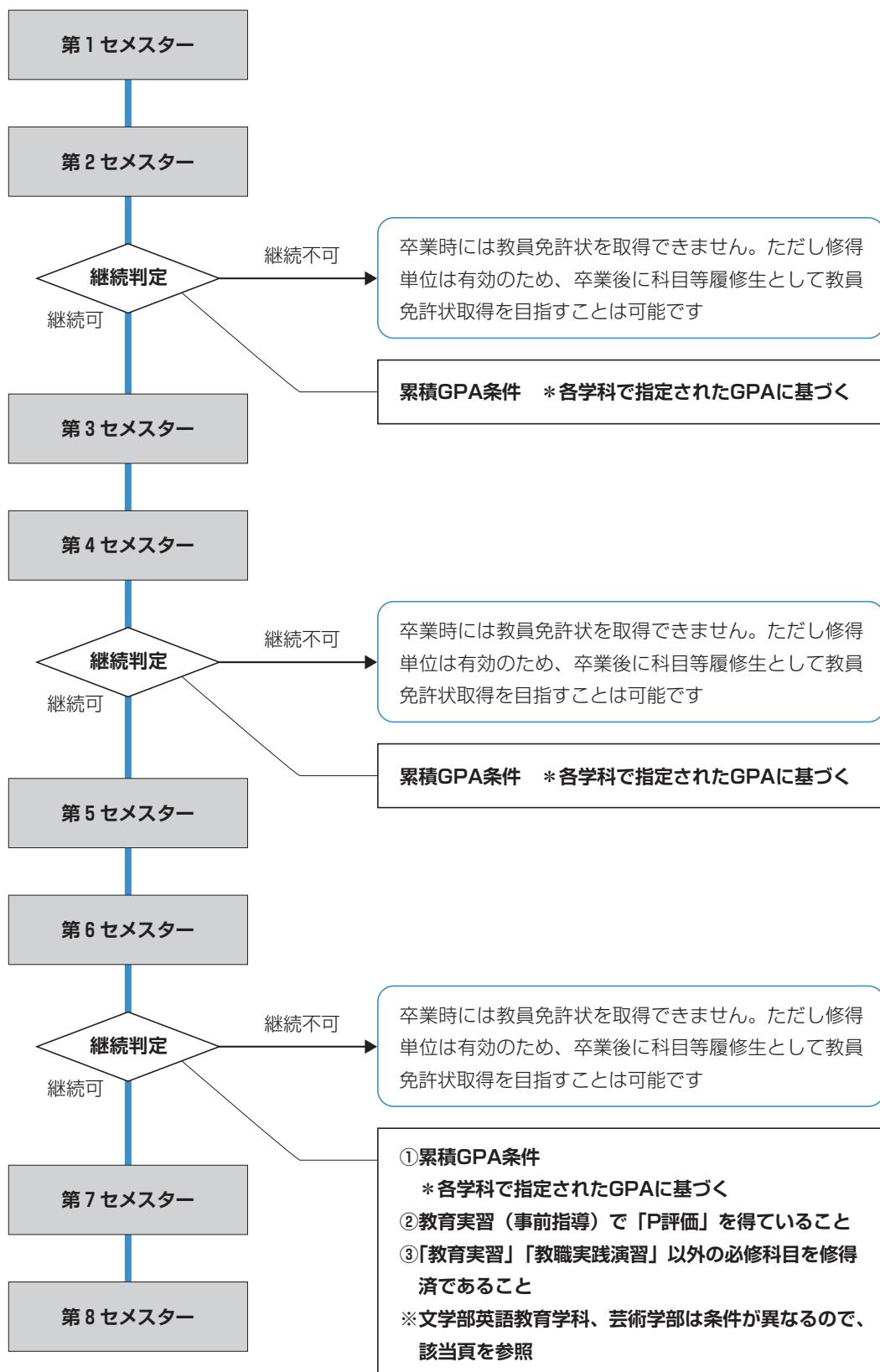
日本国憲法・体育・外国語コミュニケーション・数理・データ活用及び人工知能に関する科目または情報機器の操作の各カテゴリーから、学部・学科ごとに定められている科目を合計8単位以上修得すること。

* 余剰単位があったとしても、「大学が独自に設定する科目」等に充てることはできません。

教職課程受講継続チェックについて

教職課程は、各セメスター終了時に各学科の教職課程受講条件に基づき、継続ができるかどうかの判定が行われます。

注：下記条件は1例です。条件は学部学科により異なります。



文学部

■国語教育学科 教職課程受講条件

受講許可基準	第1セメスター	入学時に「国語教員養成コース」を選択し、かつ、入学後に4月中に実施される「教職課程受講ガイダンス」に出席のうえ、受講申請書を期日までに提出していること(1)
	第2セメスター終了時	累積GPA2.30以上であること
	第4セメスター終了時	累積GPA2.50以上であること(2)
継続判定基準	第4セメスター終了時 (3)	① 累積GPA2.50以上であること
	第6セメスター終了時 (3)	① 累積GPA2.50以上であること ② 教育実習（事前指導）で「P評価」を得ていること ③ 「国語科指導法Ⅰ」を修得済であること ④ 「教育の基礎的理義に関する科目等」の必修科目のうち、「教育実習」「教職実践演習」以外を修得済みであること

- (1) 「教職課程の受講登録・継続申請」については当該ページを参照のこと。第3セメスター以降に教職課程の受講開始を希望する場合にも、受講登録の申請が必要である。
- (2) 第2セメスター終了時までに教職課程の受講や継続等に関する手続きを行なながら、第2セメスター終了時に受講許可基準を満たせなかつた者は、指定の期日までに所定の手続きを行った場合に限り、第4セメスター終了時に再度受講判定を受けることができる。受講許可基準を満たした場合、第5セメスターより教職課程の受講が認められる。ただし、単位修得状況によって卒業時期が遅くなる場合もある。
- (3) 第4セメスター・第6セメスター終了時にこの基準を満たした者は、第7セメスター以降に教育実習を行うことができる。基準を満たせなかつた場合は、「国語教員養成コース」を継続することは可能だが、教育実習を行うことができず、卒業時に教員免許状を取得することができない。

■英語教育学科 教職課程受講条件

受講許可基準	第1セメスター	入学時に「英語教員養成コース」を選択し、かつ、入学後に4月中に実施される「教職課程受講ガイダンス」に出席のうえ、受講申請書を期日までに提出していること(1)
	第2セメスター終了時 (2)(3)(4)	① 「ELF102」までの単位を修得していること ② 累積GPAが2.30以上であること
継続判定基準	第6セメスター終了時 (5)	① 累積GPAが2.40以上であること ② IELTS5.5以上、TOEIC® L&R700点以上、TOEFLiBT70以上、英検準1級以上のいずれかを取得していること（IPテストは不可）。ただし、大学入学後に取得したものに限る。 ③ 「教育実習（事前指導）」で「P評価」を得ていること ④ 「教育の基礎的理義に関する科目等」の必修科目のうち「特別支援教育」「特別活動の理論と方法」「教育実習」「教職実践演習」以外を修得済みであること ⑤ 「英語科指導法Ⅰ」及び「英語科指導法Ⅱ」を修得済みであること

- (1) 「教職課程の受講登録・継続申請」については当該ページを参照のこと。第2セメスター以降に教職課程の受講開始を希望する場合にも、受講登録の申請が必要である。
- (2) 第2セメスター終了時にELFコミュニケーションコースから英語教員養成コースにコース変更する場合、この継続判定基準を満たしていないことが必要である。なお、コースを変更すると卒業要件が変わるので注意すること。
- (3) 第2セメスター終了時に継続判定基準に抵触し、かつ第4セメスターから学科の留学プログラムに参加する場合、第5セメスター終了時に再判定を受けることができる。その際の基準は、第2セメスター終了時の継続判定の基準と同一のものを用いる。再判定を希望する場合は、第5セメスターの7月末日までにその旨を教職担当まで申し出ること。第5セメスター終了時に継続許可基準を充足した場合、第6セメスターより教職課程を受講することができる。ただし、単位の修得状況によっては、卒業時に教員免許状の取得ができない可能性がある。
- (4) 第2セメスター終了時に継続判定基準に抵触すると同時に、学科の留学許可条件に抵触して留学が1年延期となる場合は、第4セメスター終了時に再判定を受けることができる。その際の基準は、第2セメスター終了時の継続判定の基準と同一のものを用いる。再判定を希望する場合は、第4セメスターの12月末日までにその旨を教職担当に申し出ること。第4セメスター終了時に継続許可基準を充足した場合、第5セメスターより教職課程を受講することができる。ただし、単位の修得状況等によっては、卒業時に教員免許状の取得ができない可能性がある。
- (5) 第6セメスター終了時にこの継続判定基準を満たした者は、第7セメスター以降に教育実習を行うことができる。基準を満たせなかつた場合は、教育実習を行うことができず、卒業時に教員免許状を取得することができない。

教科及び教科の指導法に関する科目

- 中学校教諭1種免許状
- 高等学校教諭1種免許状

国語

文学部 国語教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位		備考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中1	高1		
教科及び教科の指導法に関する科目	国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	中28 高24	○日本語学	2	20	20		
	国文学 (国文学史を含む。)		日本語学演習	2				
	漢文学		日本語文法論Ⅰ	2				
	書道 (書写を中心とする。)		日本語文法論Ⅱ	2				
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	日本語音韻論	2						
	日本語語彙論	2						
	日本語学研究	2						
	日本語史	2						
	○日本文学概論	2						
	○日本文学史	2						
	日本近代文学演習	2						
	日本近代文学研究	2						
	日本古典文学演習	2						
	日本古典文学研究	2						
	○漢文学	2						
	○書写	2	—	—			※①	
	○国語科指導法Ⅰ	2	8	4	※②③			
	○国語科指導法Ⅱ	2						
	○国語科指導法Ⅲ	2						
	○国語科指導法Ⅳ	2						
免許状取得に必要な単位数			28	24				

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 中学校1種のみ必修。

- *高等学校教諭(国語)1種免許状を取得する場合に、「書写」は、高等学校教諭(国語)1種免許状取得のための「教科及び教科の指導法に関する科目」ではないため、「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。
- ※② 「国語科指導法Ⅲ・Ⅳ」は、中学校1種のみ必修。高等学校1種免申請の場合は、「大学が独自に設定する科目」に充てることができます。
- ※③ 「国語科指導法」は、原則Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの順序で履修してください。

教科及び教科の指導法に関する科目

- 中学校教諭1種免許状
- 高等学校教諭1種免許状

英 語

文学部 英語教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目			修得単位	備考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中 1	高 1		
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	英語学	中28 高24	○English Phonetics	1	20 18			
			○English Grammar	2				
			Introduction to Language Studies	2				
			○English in Global Contexts	2				
			Issues in Second Language Acquisition	2				
	英語文学		Issues in Applied Linguistics	2				
			Language Testing	2				
			Current Issues in Applied Linguistics	2				
			Language Teaching in Asia	2				
			Language and Society	2				
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	英語コミュニケーション	中28 高24	Teaching English to Children	2	8 6	※② ※①		
			Issues in English Linguistics	2				
			○British and American Literature	2				
			Special Studies in American Literature	2				
			Special Studies in British Literature	2				
	異文化理解		Language through Contemporary English Literature	2				
			ELF 101	4				
			ELF 102	4				
			ELF 201	4				
			ELF 202	4				
免許状取得に必要な単位数			28	24				

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「英語科指導法」は、原則Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの順序で履修すること。

※② 第6セメスター終了時の教職課程継続判定に抵触した学生は、「英語科指導法Ⅲ」を履修することができない。

※③ 「英語科指導法Ⅲ」は、中学校教諭一種免許状を取得する場合のみ必修。

高等学校教諭一種免許状のみを取得する場合は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができる。

教育の基礎的理解に関する科目等

- 中学校教諭 1種免許状
- 高等学校教諭 1種免許状

文学部

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目			修得単位		備 考
科 目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中 1	高 1		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	2	11	11		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		○教育哲学	2				
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		○教職概論	2				
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育の制度と経営	2				
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○教育社会学	2				
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○学习・発達論	2				
及び生徒総合的な学習の時間等の指導法に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	○教育心理学	2	10	8	※①	
	総合的な学習の時間の指導法		○特別支援教育	1				
	特別活動の指導法		○教育課程編成論	2				
	教育の方法及び技術		○道徳教育の理論と方法	2				
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		○総合的な学習の時間の理論と方法	1				
	生徒指導の理論及び方法		○特別活動の理論と方法	1				
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○教育方法・技術論	1				
関する科目に	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	中5 高3	○ICT活用の理論と実践	1			※②	
	教育実習		○生徒・進路指導の理論と方法	2				
	教職実践演習		○教育相談の理論と方法	2				
中 学 校		27	○教育実習(中・高)	5	5	—	} ※②	
高 等 学 校		23	○教育実習(高等学校)	3	—	3		
			○教職実践演習	2	2	2		
			免許状取得に必要な単位数	国 語	28	24		
				英 語				

○印は必修科目

「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「道徳教育の理論と方法」は、中学校1種のみ必修。高等学校1種免申請の場合は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※② 中学校・高等学校の免許を両方取得希望の場合、実習先の校種にかかわらず、「教育実習(中・高)」を履修してください。

大学が独自に設定する科目

■中学校教諭1種免許状

■高等学校教諭1種免許状

文学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目			修得単位		備考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1		
大学が独自に設定する科目	中 4 高 12	○全人教育論	2	4	12	国語教育学科のみ 国語教育学科のみ 高1種のみ 国語教育学科のみ 国語教育学科のみ 英語教育学科のみ 英語教育学科のみ 英語教育学科のみ 国語教育学科のみ	
		異文化理解と教育	2				
		生命と性の教育	2				
		情報メディアの活用	2				
		教職演習A	1				
		道徳教育の理論と方法	2				
		教育インターンシップA※	2				
		スクールインターンシップA	2				
		スクールインターンシップB	2				
		School Internship A	2				
		School Internship B	2				
		School Internship C	2				
		教育現場研究	2				
		免許状取得に必要な単位数			4	12	

○印は必修科目

「大学が独自に設定する科目」には上記の他に、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位を充てることができます。

※受講にあたっては条件があります。ガイダンス時の指示に従うこと。

免許法施行規則第66条の6に定める科目

■中学校教諭1種免許状

■高等学校教諭1種免許状

文学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目			修得単位		備 考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1		
日本国憲法	2	○日本国憲法	2	2	2		
体育	2	○健康教育	1	4	4	※①	
外国語コミュニケーション	2	○体育	1				
		ELF 101	4				
		ELF 102	4				
		ELF 201	4				
		ELF 202	4				
数理・データ活用及び人工知能に関する科目	2	ELF 301	4				
		データ処理	2	2	2	※②	
		統計学入門	2				
		マルチメディア表現	2				
		ネットワーク入門	2				
情報機器の操作	2	情報科学入門	2	免許状取得に必要な単位数			
				10	10		

○印は必修科目

「免許法施行規則第66条の6に定める科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。

※① 「外国語コミュニケーション」（上記表の免許法施行規則に定める科目）は、左記5科目より1科目以上を修得すること。

※② 「数理・データ活用及び人工知能に関する科目」または「情報機器の操作」より2単位以上を修得すること。

農学部

農学部生産農学科における教育職員免許状の取得にあたっては、教職課程（理科教員養成プログラム）を受講し、所定の条件をすべて充足する必要があります。受講にあたっては入学後に4月中に実施される「教職課程受講ガイダンス」に出席のうえ、受講申請書を期日までに提出していること。「履修モデル」を参考にして履修計画を立ててください。第6セメスター終了時には「教育実習受講条件チェック」を受けなければなりません（その時点での単位修得状況によって、卒業時期が1年以上遅くなる場合があります）。詳細は、以下の記載内容とともに、『履修ガイド』の教育課程表を参照してください。

教職課程（理科教員養成プログラム）受講者は、卒業要件を充足させることにより、卒業することができます。卒業要件は、『履修ガイド』p.85を参照してください。

1 受講条件チェック

「教育実習」（現場実習）を受講するには、第6セメスター終了時に以下の条件を充足していなければなりません。充足できなかった場合は、第7セメスター（4年次）に進めますが、卒業時期は1年以上先に伸びます。

- ① 「教育実習」「教職実践演習」以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得済みであること。なお、各教科の指導法については、理科のみもしくは理科と農業を取得する者は「理科指導法Ⅰ・Ⅱ」、農業のみの学生は「農業科指導法Ⅰ・Ⅱ」を修得済みであること。
- ② 「教育実習（事前指導）」で「P評価」を得ていること。

2 履修上の留意事項

- ① 「C・F評価」科目の再履修制度のうち、「C評価」を受けた科目の再履修については『履修ガイド』p.84を参照し、履修登録前に必ず教務担当教員の指導を受けたうえで、適切に手続きを行ってください。
- ② 時間割（時間帯・教室など）については変更等をお知らせする場合もありますので、UNITAMAの掲示を十分確認してください。
- ③ 特別教育期間等に実施される科目については、「介護等体験」や履修上限単位を考慮して履修してください。履修登録・単位認定は授業後の翌学期で、16単位上限に含まれます。
- ④ 教職課程（理科教員養成プログラム）受講者は、教育職員免許状以外の資格を取得することは困難です。資格関連の科目履修が可能かどうか、履修上限と時間割を十分に検討し、不明な点についてはクラス担任または教職担当教員に相談してください。

教科及び教科の指導法に関する科目

■中学校教諭1種免許状

理 科

農学部 生産農学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位 中Ⅰ	備 考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位			
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	物理学	28	○物理学	2	20		
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)		○物理学実験	1			
	化学		○化学B	2			
	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)		分析化学	2			
	生物学		○有機化学A	2			
	生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)		○生化学	2			
	地学		化学実験スキル	2			
	地学実験 (コンピュータ活用を含む。)		○基礎化学実験	2			
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		○生物学B	2			
			分子生物学	2			
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)			細胞生物学	2	8		
			動物行動学	2			
			生物実験スキル	2			
			○基礎生物学実験	2			
			生物統計学B	2			
			○地学	2			
			○地学実験	1			
			○理科指導法 I	2			
			○理科指導法 II	2			
			○理科指導法 III	2			
			○理科指導法 IV	2			
免許状取得に必要な単位数					28		

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

ただし、各教科の指導法に関しては取得する免許の教科以外の指導法を「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。

(例) 理科(中1種、高1種)に加えて農業(高1種)の免許状を取得しようとする場合、理科の免許状を申請する際には「農業科指導法I・II」を「大学が独自に設定する科目」の余剰単位として充てることができません。

■高等学校教諭1種免許状

理 科

農学部 生産農学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位 高1	備 考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位			
教科及び教科の指導法に関する科目	物理学	24	○物理学	2	20		
	化学		○化学B	2			
			分析化学	2			
			○有機化学A	2			
			○生化学	2			
			化学実験スキル	2			
			○生物学B	2			
			分子生物学	2			
			細胞生物学	2			
			動物行動学	2			
生物学			生物実験スキル	2			
地学			○地学	2			
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)、 化学実験 (コンピュータ活用を含む。)、 生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)、 地学実験 (コンピュータ活用を含む。)			○物理学実験	1			
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)			○基礎化学実験	2			
			○基礎生物学実験	2			
			生物統計学B	2			
			○地学実験	1			
			○理科指導法I	2			
			○理科指導法II	2			
			理科指導法III	2			
			理科指導法IV	2			
免許状取得に必要な単位数					24		

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

ただし、各教科の指導法に関しては取得する免許の教科以外の指導法を「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。

(例) 理科(中1種、高1種)に加えて農業(高1種)の免許状を取得しようとする場合、理科の免許状を申請する際には「農業科指導法I・II」を「大学が独自に設定する科目」の余剰単位として充てることができません。

教科及び教科の指導法に関する科目

■高等学校教諭1種免許状

農業

農学部 生産農学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位 高1	備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位		
教科及び教科の指導法に関する科目	農業の関係科目	24	○フィールド実習A	2	20	
	職業指導		動物生理学	2		
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		緑地保全学	2		
	分類学	2				
	作物学	2				
	応用動物利用学	2				
	樹木学	2				
	食品製造	2				
	食品製造実習	1				
	野外活動指導法	2				
	果樹園芸学	2				
	植物育種学	2				
	植物病理学	2				
	農薬化学	2				
	農業マーケティング論	2				
	環境と農業	2				
	フィールド実習B	2				
	フィールド実習C	2				
	植物生理学	2				
	遺伝子工学	2				
	○職業指導(農業)Ⅰ	2				
	職業指導(農業)Ⅱ	2				
	○農業科指導法Ⅰ	2	4			
	○農業科指導法Ⅱ	2				
	免許状取得に必要な単位数			24		

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

ただし、各教科の指導法に関しては取得する免許の教科以外の指導法を「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。

(例) 農業(高1種)に加えて理科(中1種、高1種)の免許状を取得しようとする場合、農業の免許状を申請する際には「理科指導法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を「大学が独自に設定する科目」の余剰単位として充てできません。

教育の基礎的理解に関する科目等

- 中学校教諭 1種免許状
- 高等学校教諭 1種免許状

農学部

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目			修得単位		備 考
科 目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中 1	高 1		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	2	11	11		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		○教育哲学	2				
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		○教職概論	2				
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育の制度と経営	2				
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○教育社会学	2				
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○学習・発達論	2				
			○教育心理学	2				
			○発達心理学	2				
			○特別支援教育	1				
			○教育課程編成論	2				
及び生徒総合的な学習時間等に関する指導法	道徳の理論及び指導法	中10 高8	○道徳教育の理論と方法	2	10	8	—	*①
	総合的な学習の時間の指導法		○総合的な学習の時間の理論と方法	1				
	特別活動の指導法		○特別活動の理論と方法	1				
	教育の方法及び技術		○教育方法・技術論	1				
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		○ICT活用の理論と実践	1				
	生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導の理論と方法	2				
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○教育相談の理論と方法	2				
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法							
関する科目に	教育実習	中5 高3	○教育実習(中・高)	5	5	—	} *②	
	教職実践演習		○教育実習(高等学校)	3	—	3		
		2	○教職実践演習	2	2	2		
中 学 校		27	免許状取得に必要な単位数	理科	28	24		
高 等 学 校		23		農業	—	24		

○印は必修科目

「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

*① 「道徳教育の理論と方法」は、中学校1種のみ必修。高等学校1種免許申請の場合は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

*② 中学校・高等学校の免許を両方取得希望の場合、実習先の校種にかかわらず、「教育実習(中・高)」を履修してください。

大学が独自に設定する科目

■中学校教諭1種免許状

■高等学校教諭1種免許状

農学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目			修得単位		備 考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1		
大学が独自に設定する科目	中 4 高 12	○全人教育論	2	4	12	高1種のみ	
		異文化理解と教育	2				
		生命と性の教育	2				
		情報メディアの活用	2				
		教職演習A	1				
		道徳教育の理論と方法	2				
		教育インターンシップA※	2				
免許状取得に必要な単位数				4	12		

○印は必修科目

「大学が独自に設定する科目」には上記の他に、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的・理解に関する科目等」の余剰単位を充てることができます。

※受講にあたっては条件があります。ガイダンス時の指示に従うこと。

免許法施行規則第66条の6に定める科目

■中学校教諭1種免許状

■高等学校教諭1種免許状

農学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目			修得単位		備 考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1		
日本国憲法	2	○日本国憲法	2	2	2		
体育	2	○健康教育	1	2	2	※①	
		○体育	1				
外国語コミュニケーション	2	ELF 101	4	4	4	※①	
		ELF 102	4				
		ELF 201	4				
		ELF 202	4				
		ELF 301	4				
数理・データ活用及び人工知能に関する科目	2	データ処理	2	2	2	※②	
		統計学入門	2				
情報機器の操作	2	マルチメディア表現	2				
		ネットワーク入門	2				
		情報科学入門	2				
		免許状取得に必要な単位数	10	10			

○印は必修科目

「免許法施行規則第66条の6に定める科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。

※① 「外国語コミュニケーション」（上記表の免許法施行規則に定める科目）は、左記5科目より1科目以上を修得すること。

※② 「数理・データ活用及び人工知能に関する科目」または「情報機器の操作」より2単位以上を修得すること。

工学部

工学部では、下記の教育職員免許状を取得することができます。教育職員免許状の取得にあたっては、必要な履修科目があります。

数学教員養成プログラムは、数学教員に必須の代数学、解析学、幾何学といった数学の専門科目を重点的に学びます。単に数学の知識を修得するだけでなく、数学の深い世界に触れ、その楽しさや面白さを自ら理解し、数学の魅力を伝える資質を磨きます。数学を学ぶと同時に、全人教育の理念を実践すべく、知識だけでなく全方位的にバランスのとれた教員を目指します。

① 数学（中学校1種、高等学校1種）

- 情報通信工学科、ソフトウェアサイエンス学科、マネジメントサイエンス学科の学生は、数学の教育職員免許状を取得することができます。数学の教育職員免許状の取得にあたっては、必要な履修科目がありますので、『教職課程受講ガイド』をよく読んで履修してください。
- ダブル免許プログラムで、中学校・高等学校教諭に加えて小学校教諭2種免許状も併せて取得可能です。

② 工業（高等学校1種）

- 情報通信工学科の学生は、前記①の数学の教育職員免許状もしくは工業の教育職員免許状を取得することができます。工業の教育職員免許状の取得にあたっては、必要な履修科目がありますので、『教職課程受講ガイド』をよく読んで履修してください。

③ 情報（高等学校1種）

- ソフトウェアサイエンス学科の学生は、前記①の数学の教育職員免許状の他、情報の教育職員免許状を取得することができます。情報の教育職員免許状の取得にあたっては、必要な履修科目がありますので、『教職課程受講ガイド』をよく読んで履修してください。
- ダブル免許プログラムで、高等学校教諭に加えて小学校教諭2種免許状も併せて取得可能です。

■ 教職課程受講条件

受講許可	第1セメスター	入学後に4月中に実施される「教職課程受講ガイダンス」に出席のうえ、受講申請書を期日までに提出していること
継続判定基準	第2セメスター 終了時	① 累積GPAが2.40以上であること ② 総合判断※で、教職課程受講継続を許可されていること ※社会通念に照らして教職課程受講継続がふさわしいかどうかを判断
	第4セメスター 開始時	数学の場合、数学検定準1級の1次もしくは2次のどちらかに合格していること
	第4セメスター 終了時	① 累積GPAが2.40以上であること ② 数学の場合、「代数学Ⅰ」「解析学Ⅰ」「解析学Ⅱ」すべてを修得していること ③ 総合判断※で、教職課程受講継続を許可されていること ※社会通念に照らして教職課程受講継続がふさわしいかどうかを判断
	第6セメスター 終了時	① 教育実習（事前指導）で「P評価」を得ていること ② 総合判断※で、教職課程受講継続を許可されていること ※社会通念に照らして教職課程受講継続がふさわしいかどうかを判断 ③ 教育実習受講条件を満たしていること ④ 卒業見込みが立っていること

ただし、数学教員養成プログラムの学生に限り、第2セメスター終了時に教職課程継続不可となつた学生のうち、次の場合は第4セメスター開始時に再判定を受けられます。

- ① 第3セメスター中に、教職担当に再判定希望を申し出る
- ② 数学検定準1級に合格していること

* 2年次からの転・編入学生は上記規定と異なる場合もあります（3年次以降からの転・編入学生は教職課程受講不可）。

■ 教育実習受講条件

教育実習（現場実習）の受講にあたっては、以下の受講条件を充足する必要があります。

- ・「教育実習」「教職実践演習」以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得済みであること。ただし、ソフトウェアサイエンス学科生については「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目「特別支援教育」「教育実習」「教職実践演習」以外を修得済みであることとする。
- ・なお、各教科の指導法については、数学のみもしくは数学と情報を取得する者は「数学科指導法Ⅰ・Ⅱ」を、工業のみ取得する学生は「工業科指導法Ⅰ・Ⅱ」を、情報のみ取得する学生は「情報科指導法Ⅰ・Ⅱ」を修得済みであること。
「数学科指導法Ⅱ」を履修できるのは、第4セメスター開始時に教職課程（数学）受講可の者に限る。

教科及び教科の指導法に関する科目

■高等学校教諭1種免許状

工 業

工学部 情報通信工学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位 高Ⅰ	備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位		
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	工業の関係科目	24	○電気回路入門	2	20	
	職業指導		○センサ工学	2		
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		通信システム	2		
	熱と流れの力学	2				
	コミュニケーションロボット工学	2				
	ロボットプログラミング	2				
	○インテリジェントデバイス入門	2				
	情報理論	2				
	情報工学実験	1				
	インテリジェントデバイス実験Ⅰ	1				
	インテリジェントデバイス実験Ⅱ	2				
	インテリジェントデバイス実験Ⅲ	2				
	エネルギー工学	2				
	○スマートエネルギー	2				
	電磁気学	2				
	応用電子物性	2				
	インターフェース工学	2				
	通信工学	2				
	データサイエンス入門	2				
	○職業指導(工業)Ⅰ	2				
	職業指導(工業)Ⅱ	2				
	○工業科指導法Ⅰ	2	4			
	○工業科指導法Ⅱ	2				
	免許状取得に必要な単位数		24			

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修は、情報通信工学科で開講する科目に限ります。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

「大学が独自に設定する科目」は、基本的に「教科及び教科の指導法に関する科目」を規定の24単位より多く修得することによって充足させなければなりません。

教科及び教科の指導法に関する科目

- 中学校教諭1種免許状
- 高等学校教諭1種免許状

数 学

工学部 情報通信工学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	備 考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中1	高1	
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	代数学	中28 高24	○代数学 I	2	20	※①	
	幾何学		代数学 II	2			
	解析学		○幾何学 I	2			
			幾何学 II	2			
			○解析学 I	2		※①	
			解析学 II	2		※①	
			微分方程式 I	2			
			微分方程式 II	2			
			複素解析 I	2			
			複素解析 II	2			
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	コンピュータ		フーリエ解析	2			
	「確率論、統計学」		○確率統計学 I	2			
			確率統計学 II	2			
			○プログラミング I	2			
			プログラミング II	2			
			数値解析プログラミング	2			
			データサイエンス I	2			
			データサイエンス II	2			
			ビッグデータ解析	2			
			○數学科指導法 I	2		中8 高4	※②
		○數学科指導法 II	2				
		○數学科指導法 III	2				
		○數学科指導法 IV	2				
免許状取得に必要な単位数			中28 高24				

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修は、情報通信工学科で開講する科目に限ります。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

「大学が独自に設定する科目」の中学校4単位、高等学校12単位は、基本的に「教科及び教科の指導法に関する科目」を規定の中学校28単位、高等学校24単位より多く修得することによって充足させなければなりません。

※① 第4セメスター終了までに修得すること。

※② 「各教科の指導法」の「數学科指導法III・IV」は、中学校1種のみ必修。高等学校1種免許申請の場合は「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

■中学校教諭1種免許状
■高等学校教諭1種免許状

数 学

工学部 ソフトウェアサイエンス学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中 1 高 1	
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	代数学	中28 高24	○代数学 I	2	20	※①
	幾何学		代数学 II	2		※②
	解析学		○幾何学 I	2		
			幾何学 II	2		※②
			○解析学 I	2		※①
			解析学 II	2		※①※②
			微分方程式 I	2		
			微分方程式 II	2		
			複素解析 I	2		※②
			複素解析 II	2		
フーリエ解析		2				
「確率論、統計学」		○確率統計学 I	2			
	確率統計学 II	2	※②			
	○プログラミング I	2				
	プログラミング II	2	※②			
	アルゴリズムとデータ構造	2	※②			
	数値解析プログラミング	2	※②			
	○数学科指導法 I	2	中 8 高 4	※③		
	○数学科指導法 II	2				
	○数学科指導法 III	2				
	○数学科指導法 IV	2				
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)				免許状取得に必要な単位数	中28 高24	

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修は、ソフトウェアサイエンス学科で開講する科目に限ります。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

「大学が独自に設定する科目」の中学校4単位、高等学校12単位は、基本的に「教科及び教科の指導法に関する科目」を規定の中学校28単位、高等学校24単位より多く修得することによって充足させなければなりません。

※① 第4セメスター終了までに修得すること。

※② これら8科目より5科目必修選択

※③ 「各教科の指導法」の「数学科指導法III・IV」は、中学校1種のみ必修。高等学校1種免許申請の場合は「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

教科及び教科の指導法に関する科目

■高等学校教諭1種免許状

情 報

工学部 ソフトウェアサイエンス学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位 高1	備考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位			
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	情報社会・情報倫理	24	○デジタルシチズンシップ	2	20		
	コンピュータ・情報処理 (実習を含む。)		情報科学入門	2			
	情報システム (実習を含む。)		○ソフトウェアサイエンス実験	2		実習を含む。	
	情報通信ネットワーク (実習を含む。)		論理回路	2			
	マルチメディア表現・ マルチメディア技術 (実習を含む。)		○データベース	2		実習を含む。	
	情報と職業		○情報システム	2			
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		オペレーティングシステム	2			
			○ネットワーク技術 I	2		実習を含む。	
			ネットワーク技術 II	2		実習を含む。)	
			データ通信	2		}※①	
免許状取得に必要な単位数			情報セキュリティ	2	4		
			○マルチメディア処理	2		実習を含む。	
			コンピュータグラフィックス	2	4	}※②	
			イメージプロセッシング	2			
			○情報処理技術	2	4		
			○情報科指導法 I	2			
			○情報科指導法 II	2	4		
			免許状取得に必要な単位数	24			

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修は、ソフトウェアサイエンス学科で開講する科目に限ります。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

「大学が独自に設定する科目」は、基本的に「教科及び教科の指導法に関する科目」を規定の24単位より多く修得することによって充足させなければなりません。

※① これら3科目より1科目必修選択

※② これら2科目より1科目必修選択

■中学校教諭1種免許状
■高等学校教諭1種免許状

数 学

工学部 マネジメントサイエンス学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中1 高1	
教科に関する専門的事項 教科及び教科の指導法に関する科目	代数学	中28 高24	○代数学 I	2	20	※①
	幾何学		代数学 II	2		
	解析学		代数学 III	2		
	「確率論、統計学」		○幾何学 I	2		
	コンピュータ		幾何学 II	2		
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		幾何学 III	2		
			○解析学 I	2		※①
			解析学 II	2		※①
			微分方程式 I	2		
			微分方程式 II	2		
			複素解析 I	2		
			複素解析 II	2		
			ベクトル解析	2		
			○確率統計学 I	2		
			確率統計学 II	2		
			オペレーションズリサーチ	2		
			統計的方法	2		
			○プログラミング I	2		
			数値解析プログラミング	2		
			○數学科指導法 I	2	中8 高4	※②
			○數学科指導法 II	2		
			○數学科指導法 III	2		
			○數学科指導法 IV	2		
免許状取得に必要な単位数			中28 高24			

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修は、マネジメントサイエンス学科で開講する科目に限ります。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

「大学が独自に設定する科目」の中学校4単位、高等学校12単位は、基本的に「教科及び教科の指導法に関する科目」を規定の中学校28単位、高等学校24単位より多く修得することによって充足させなければなりません。

※① 第4セメスター終了までに修得すること。

※② 「各教科の指導法」の「數学科指導法 III・IV」は、中学校1種のみ必修。高等学校1種免許申請の場合は「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

教育の基礎的理解に関する科目等

- 中学校教諭1種免許状
- 高等学校教諭1種免許状

工学部

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目			修得単位		備 考		
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中 1	高 1				
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	2	11	11				
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		○教育哲学	2						
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		○教職概論	2						
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育の制度と経営	2						
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○教育社会学	2						
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○学習・発達論	2						
	道徳の理論及び指導法		○教育心理学	2						
	総合的な学習の時間の指導法		○発達心理学	2						
	特別活動の指導法		○特別支援教育	1						
	教育の方法及び技術		○教育課程編成論	2						
及び生徒総合的な学習の時間等に関する指導法	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	中10 高8	○道徳教育の理論と方法	2	10	8	—	※①		
	生徒指導の理論及び方法		○総合的な学習の時間の理論と方法	1						
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○特別活動の理論と方法	1						
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		○教育方法・技術論	1						
	教育実習		○ICT活用の理論と実践	1						
	教職実践演習		○生徒・進路指導の理論と方法	2						
			○教育相談の理論と方法	2						
教育する科目に	教育実習(中・高)	中5 高3	○教育実習(中・高)	5	5	—	—	※②③		
	○教育実習(高等学校)		○教育実習(高等学校)	3						
	○教職実践演習		○教職実践演習	2						
中学校		27	免許状取得に必要な単位数	数学	28	24				
高等学校				情報	—					
				工業	—					

○印は必修科目

「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「道徳教育の理論と方法」は、中学校1種のみ必修。高等学校1種免許申請の場合は「大学が独自に設定する科目」として充てられます。

※② 中学校・高等学校の免許を両方取得希望の場合は、実習先の校種にかかわらず「教育実習(中・高)」を履修してください。

※③ 「教育実習」を履修するためには、「教育実践に関する科目」以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得していないければなりません。

大学が独自に設定する科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

工学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目			修得単位		備考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1		
大学が独自に設定する科目	中 4 高 12	○全人教育論	2	4	12		
		異文化理解と教育	2				
		生命と性の教育	2				
		情報メディアの活用	2				
		教職演習A	1				
		道徳教育の理論と方法	2				高 1 種のみ
		教育インターンシップA※①②③	2				
免許状取得に必要な単位数				4	12		

○印は必修科目

「大学が独自に設定する科目」には上記の他に、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理義に関する科目等」の余剰単位を充てることができます。

- ※① マネジメントサイエンス学科は、「数学検定準 1 級 1 次もしくは 2 次に合格済みであること」(2 年次に受講の場合のみに該当)
- ※② 工学部数学教員養成プログラムは、「数学検定準 1 級 1 次もしくは 2 次に合格済みであること」(2 年次に受講の場合のみに該当)
- ※③ 受講にあたっては条件があります。ガイダンスでの指示に従うこと。

免許法施行規則第66条の 6 に定める科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

工学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目			修得単位		備考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1		
日本国憲法	2	○日本国憲法	2	2	2		
体育	2	○健康教育	1	2	2		
外国語コミュニケーション	2	○体育	1				
		ELF 101	4	4	4	※①	
		ELF 102	4				
		ELF 201	4				
		ELF 202	4				
数理・データ活用及び人工知能に関する科目	2	ELF 301	4	2	2	※②	
		データ処理	2				
		統計学入門	2				
		マルチメディア表現	2				
		ネットワーク入門	2				
情報機器の操作	2	情報科学入門	2	2	2		
		プログラミング I	2				
		免許状取得に必要な単位数	10				

○印は必修科目

「免許法施行規則第66条の 6 に定める科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。

- ※① 「外国語コミュニケーション」(上記表の免許法施行規則に定める科目)は、左記 5 科目より 1 科目以上を修得すること。
- ※② 「数理・データ活用及び人工知能に関する科目」または「情報機器の操作」より 2 単位以上を修得すること。

教育学部

教育学部における教育職員免許状の取得にあたっては、下記の組み合わせであれば第1セメスターから第8セメスターまで指定された科目を修得していくことで、複数の免許取得が可能です。

教 育 学 科	小学校 1種	+	幼稚園 1種
	小学校 1種	+	中学校 2種（社会）
	小学校 1種	+	中学校 2種（保健体育）
	小学校 1種	+	中学校 2種（英語）※ 1
	小学校 1種	+	中学校 2種（国語）※ 2
	小学校 1種	+	中学校 2種（数学）※ 3
	小学校 1種	+	中学校 2種（理科）※ 4
	小学校 1種	+	中学校 2種（音楽）※ 5
	小学校 1種	+	中学校 2種（美術）※ 6
	小学校 1種	+	高等学校 1種（情報）※ 7
	幼稚園 1種	+	小学校 1種
	中学校 1種（社会）	+	高等学校 1種（地理歴史）+ 高等学校 1種（公民）
	中学校 1種（社会）	+	高等学校 1種（地理歴史）+ 小学校 2種
	中学校 1種（社会）	+	高等学校 1種（公民）+ 小学校 2種
	中学校 1種（保健体育）	+	高等学校 1種（保健体育）+ 小学校 2種
乳幼児発達学科	幼稚園 1種		

- * 成績優秀者の18単位履修制度（『履修ガイド』p.45）を併用することで、2種を1種とするなど上記以外の組み合わせが可能になる場合があります。詳細については教育学部教務担当教員の履修指導を受けてください。
- * SAE海外留学・研修プログラムに参加した場合は、留学・研修で修得した科目的単位は教職科目的単位として認定できません（卒業に必要な単位としては加算できます）ので、卒業までの4年間以内には上記2免許種以上の組み合わせでの免許取得は難しくなります。いずれか単独の免許に限定するか、卒業までの年限を延長するかの方法を取る必要があります。その詳細についても、教務担当教員に相談してください。
- ※ 1 中学校 2種（英語）免許状は、文学部英語教育学科の課程を受講することになり、本学部の教職課程受講条件の他に、履修条件と受講定員が設定されています。また、特別学期（サマーセッション、ウィンターセッション）による履修が必要な科目もあります。詳細は指定されたガイダンスで確認をしてください。
- ※ 2 中学校 2種（国語）免許状は、文学部国語教育学科の課程を受講することになり、本学部の教職課程受講条件の他に、履修条件と受講定員が設定されています。詳細は指定されたガイダンスで確認をしてください。
- ※ 3 中学校 2種（数学）免許状は、工学部の数学教員養成課程を受講することになり、本学部の教職課程受講条件の他に、履修条件と受講定員が設定されています。詳細は指定されたガイダンスで確認をしてください。
- ※ 4 中学校 2種（理科）免許状は、農学部生産農学科の課程を受講することになり、本学部の教職課程受講条件の他に、履修条件と受講定員が設定されています。詳細は指定されたガイダンスで確認をしてください。
- ※ 5 中学校 2種（音楽）免許状は、芸術学部音楽学科の課程を受講することになり、本学部の教職課程受講条件の他に、履修条件と受講定員が設定されています。詳細は指定されたガイダンスで確認をしてください。
- ※ 6 中学校 2種（美術）免許状は、芸術学部アート・デザイン学科の課程を受講することになり、本学部の教職課程受講条件の他に、履修条件と受講定員が設定されています。詳細は指定されたガイダンスで確認をしてください。
- ※ 7 高等学校 1種（情報）免許状は、工学部ソフトウェアサイエンス学科の課程を受講することになり、本学部の教職課程受講条件の他に、履修条件と受講定員が設定されています。詳細は指定されたガイダンスで確認をしてください。

※ 1～7 の他学部の教員養成課程の履修については、ダブル免許プログラムの該当ページを確認してください。

■教職課程受講許可基準

- 入学後に4月中に実施される「教職課程受講ガイダンス」に出席の上、受講申請書を期日までに提出していること。

■教職課程受講条件

- 教育職員免許状の取得を希望する学生は、免許の校種や種別にかかわらず、第3セメスター終了時までに以下の条件を満たしていることとします。

- ① 累積GPAが2.00以上であること
- ② 英語・国語・数学 それぞれのカテゴリについて指定の資格・検定のいずれかを取得またはB評価以上で指定されているいずれかの科目を修得すること

	資格・検定	科目
英語	実用英語技能検定 準2級 (S-CBT、CBTを含む) TOEIC® L&R 400点以上もしくはIPテスト400点以上 GTEC (4技能版) 690点以上、GTEC (3技能版) 410点以上（オフィシャルスコアに限る） GTEC for STUDENTS (L&R&W) 410点以上（オフィシャルスコアに限る） GTEC CBT 690点以上 CASECオフィシャルスコア500点以上	ELF201以上
国語	日本語検定 3級 日本漢字能力検定 準2級 日本語運用能力テストN-B2	日本語表現 101 フランス語 101 ドイツ語 101 スペイン語 101 中国語 101
数学	実用数学技能検定 準2級 ビジネス数検 2級	数学入門 解析学入門 代数学入門 統計学入門 データ処理

*資格・検定については、指定の級やスコア以上であれば、上述規定を充足したものとします。

*実用数学技能検定準2級に関して、1次もしくは2次のいずれかについて、取得を希望する免許・資格ごとに他の資格取得をもって替えることができます。詳細は履修ガイド（p.152）を参照してください。

*第3セメスター判定時に条件が満たせていない学生は、所定の手続きを行うことにより、判定結果が留保され、第4セメスターに再判定が認められる場合があります。

教職課程受講継続再判定の条件については、第3セメスター判定時と同様とします。

■ 教育実習受講条件

〈幼稚園〉

- 幼稚園で実習を行う学生は、教育実習（現場実習）受講に先立ち、第5セメスター終了時に判定を行います。教育実習の受講には以下の条件を充足させる必要があります。

教育学科	<ul style="list-style-type: none">① 「教育実習」「教職実践演習」以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得済みであること。② 教育実習（事前指導）で「P評価」を得ていること。③ 「領域及び保育内容の指導法に関する科目」における「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）」から5科目修得済みであること。
乳幼児発達学科	<ul style="list-style-type: none">① 「教育実習」「教職実践演習」以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得済みであること。② 教育実習（事前指導）で「P評価」を得ていること。③ 「領域及び保育内容の指導法に関する科目」における「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）」から5科目以上修得していること。 <p>ただし、保育士資格の取得も希望している場合には、3科目以上修得していることとする。</p>

〈小学校・中学校・高等学校〉

- 小学校・中学校・高等学校で実習を行う学生は、主たる免許状（ピーク免）の教育実習受講に先立ち、第6セメスター終了時に判定を行います。教育実習の受講には以下の条件を充足させる必要があります。

教育学科	<ul style="list-style-type: none">① 「教育実習」「教職実践演習」以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得済みであること。② 教育実習（事前指導）で「P評価」を得ていること。③ 指導法に関する科目については、以下の通り修得していること。 小学校：「音楽科指導法」・「図工科指導法」・「体育科指導法」のうち2科目を含み6科目修得済であること。 保健体育：「保健体育科指導法Ⅰ・Ⅱ」を修得済みであること。 中学校（社会）のみ：「社会科・公民科指導法Ⅰ・Ⅱ」を修得済みであること。 中学校（社会）・高等学校（地理歴史）：「社会科・地理歴史科指導法Ⅰ・Ⅱ」を修得済みであること。 中学校（社会）・高等学校（公民）：「社会科・公民科指導法Ⅰ・Ⅱ」を修得済みであること。
------	--

〈教育実習受講条件の共通事項〉

- なお、副免（サブ免）の教育実習受講については、この限りではありません。また、転・編入生や転学部・転学科生など特別な判断が必要とされる学生についてもこの限りではありません。

領域及び保育内容の指導法に関する科目

■幼稚園教諭1種・2種免許状

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目			修得単位			備 考
科 目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	幼 1	幼 2	小1・ 幼1		
領域に関する専門的事項	国語 算数 生活 音楽 図画工作 体育	1種16 2種12	国語 算数 生活 音楽 図工 体育（幼・小）	2 2 2 2 2 2	6 ※①	2 ※②	10 ※⑤		※①②
領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	1種16 2種12	○保育内容総論 ○幼児指導論 ○保育内容指導法（健康） ○保育内容指導法（人間関係） ○保育内容指導法（環境） ○保育内容指導法（言葉） ○保育内容指導法（表現）	2 2 2 2 2 2 2	14 ※④	10 ※③	10		※③④
			免許状取得に必要な単位数	20 ※⑤	12	20 ※⑤			

○印は必修科目

「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「領域に関する専門的事項」（上記表の免許法施行規則に定める科目）は、選択科目より6単位以上を必修選択科目として修得すること。

※② 2種免許取得の場合は、「音楽」「図工」「体育（幼・小）」よりいずれか2単位以上を必修選択科目として修得すること。

※③ 2種免許取得の場合は、「保育内容総論」および「保育内容の指導法」5領域のうち4領域8単位以上を必修選択科目として修得すること。

※④ 幼稚園教諭1種・小学校教諭1種を同時に取得する者で、小学校教諭1種をピーク（小学校で教育実習）とする者は、下記解説の理由により「保育内容総論」および保育内容指導法5領域のうち4領域履修し、計10単位履修すればよいことになります（ただし、「社会科指導法」「理科指導法」「家庭科指導法」の各単位は「保育内容に関する科目」に充てることはできません）。

幼稚園教諭1種をピーク（幼稚園で教育実習）とする者は、「保育内容の指導法」を14単位すべて履修する必要があります。

※⑤ 幼稚園教諭1種・小学校教諭1種を同時に取得する者で、小学校教諭1種をピーク（小学校で教育実習）とする者は、20単位の修得が必要になります。なお、「領域に関する専門的事項」で修得する6単位を含み次ページに記載している小学校の「教科に関する専門的事項」より4単位以上履修し小学校の「教科に関する専門的事項」で合計10単位の履修が必要となるので注意すること。

【解説】

小学校教諭1種をピーク（小学校で教育実習）とする者は、「保育内容の指導法」の単位のうち半数までは、小学校教諭免許状に必要な「各教科の指導法」または「特別活動の指導法」の単位をもって幼稚園教諭1種に充てることができます（教育職員免許法施行規則第二条備考十三による）。具体的には、文部科学省の「質問回答集（平成30年1月9日版）No.614において、「施行規則第二条第1項表の第二欄「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の単位数から、「領域に関する専門的事項」について修得した単位数を差し引いた単位数の半数となる」という解釈が示されています。

教科及び教科の指導法に関する科目

■小学校教諭1種・2種免許状

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目			修得単位		備 考
科 目	単位	科 目	単位	小 1	小 2			
教科に関する専門的事項 教科及び教科の指導法に関する科目 (各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	国語（書写を含む。）	1種 30 2種 16	国語	2	10 20	4 12	※①② ※②	
	社会		社会	2				
	算数		算数	2				
	理科		理科	2				
	生活		生活	2				
	音楽		音楽	2				
	図画工作		図工	2				
	家庭		家庭	2				
	体育		体育（幼・小）	2				
	外国語		外国語（英語）	2				
			○国語科指導法	2	20	12	※②	
			○社会科指導法	2				
			○算数科指導法	2				
			○理科指導法	2				
			○生活科指導法	2				
			○音楽科指導法	2				
			○図工科指導法	2				
			○家庭科指導法	2				
			○体育科指導法	2				
			○外国語（英語）指導法	2				
			免許状取得に必要な単位数			30	16	

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 1種免取得の場合、「教科に関する専門的事項」（上記表の免許法施行規則に定める科目）は、選択科目より10単位以上を必修選択科目として修得すること。

※② 2種免取得の場合は、「教科に関する専門的事項」（上記表の免許法施行規則に定める科目）を4単位以上、「各教科の指導法」を6科目（音楽・図工・体育（幼・小）のうち2科目を含む）12単位以上を必修選択科目として修得すること。

■中学校教諭1種・2種免許状

社会

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	備 考			
科 目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中1	中2			
教科に関する専門的事項 教科及び教科の指導法に関する科目	日本史・外国史	1種28 2種12	○日本史概論	2	20	16			
	地理学（地誌を含む。）		○外国史概論	2					
	「法律学、政治学」		民俗学入門	2					
	「社会学、経済学」		○地理学概論	2					
	「哲学、倫理学、宗教学」		○地誌学概論	2					
			政治学（国際政治を含む。）	2					
			法律学（国際法を含む。）	2					
			社会学	2					
			経済学（国際経済を含む。）	2					
			ボランティア概論	2					
	哲学	2							
	倫理学	2							
	宗教学	2							
	西洋哲学思想史	2							
	東洋思想史	2							
	○日本と外国の歴史	2							
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○社会科・公民科指導法Ⅰ	2	8	2	※④				
	○社会科・公民科指導法Ⅱ	2							
	○社会科・地理歴史科指導法Ⅰ	2							
	○社会科・地理歴史科指導法Ⅱ	2							
免許状取得に必要な単位数			28	18					

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「政治学（国際政治を含む。）」「法律学（国際法を含む。）」より1科目2単位以上を必修選択科目として修得すること。

※② 「社会学」「経済学（国際経済を含む。）」より1科目2単位以上を必修選択科目として修得すること。

※③ 「哲学」「倫理学」「宗教学」より1科目2単位以上を必修選択科目として修得すること。

※④ 中学校2種の免許状を取得する場合は、「社会科・公民科指導法Ⅰ」もしくは「社会科・地理歴史科指導法Ⅰ」を1科目2単位以上修得すること。

教科及び教科の指導法に関する科目

■高等学校教諭1種免許状

地理歴史

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位 高1	備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位		
教科及び教科の指導法に関する科目	日本史	24	○日本史概論	2	24	
	○日本の伝統文化と歴史		○日本史各論A	2		
	○日本史各論B		○日本史各論B	2		※①
	○民俗学入門		○民俗学入門	2		
	外国史		○外国史概論	2		
	○外国史各論A		○外国史各論A	2		
	○外国史各論B		○外国史各論B	2		※②
	人文地理学・自然地理学	24	○西洋文化史	2	24	
	○東洋文化史		○東洋文化史	2		
	○地理学概論		○地理学概論	2		
	○地理情報論		○地理情報論	2		
	地誌		○人文地理学	2	4	
	○自然地理学		○自然地理学	2		
	○地誌学概論		○地誌学概論	2		
	○観光地誌論		○観光地誌論	2		
	○日本と外国の歴史	24	○日本と外国の歴史	2	4	
	○歴史資料情報論		○歴史資料情報論	2		
	○社会科・地理歴史科指導法Ⅰ		○社会科・地理歴史科指導法Ⅰ	2		
	○社会科・地理歴史科指導法Ⅱ		○社会科・地理歴史科指導法Ⅱ	2		
			免許状取得に必要な単位数	28		

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「日本史各論A」「日本史各論B」「民俗学入門」のうち2科目4単位以上を必修選択科目として修得すること。

※② 「外国史各論A」「外国史各論B」「西洋文化史」「東洋文化史」のうち2科目4単位以上を必修選択科目として修得すること。

■高等学校教諭1種免許状

公 民

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等		
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位
教科及び教科の指導法に関する科目	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	
教科に関する専門的事項	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	24
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	
		24

本学で開設する科目	修得単位	備 考
科 目	単位	
政治学（国際政治を含む。）	2	※①
法律学（国際法を含む。）	2	
社会学	2	
経済学（国際経済を含む。）	2	
ボランティア概論	2	
哲学	2	
倫理学	2	
宗教学	2	
心理学	2	
西洋哲学思想史	2	
東洋思想史	2	
○社会科・公民科指導法Ⅰ	2	※②
○社会科・公民科指導法Ⅱ	2	
免許状取得に必要な単位数		24

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「政治学（国際政治を含む。）」「法律学（国際法を含む。）」より1科目2単位以上を必修選択科目として修得すること。

※② 「社会学」「経済学（国際経済を含む。）」より1科目2単位以上を必修選択科目として修得すること。

※③ 「哲学」「倫理学」「宗教学」「心理学」より1科目2単位以上を必修選択科目として修得すること。

教科及び教科の指導法に関する科目

■中学校教諭1種・2種免許状

■高等学校教諭1種免許状

保健体育

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目			修得単位			備 考			
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中1	中2	高1					
教科 及び 教科の 指導法 に関する 専門的 事項	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	中1 28 中2 12 高1 24	○体育実技（体操）	1	20	20	20	※①				
			○体育実技（陸上）	1								
	生理学 (運動生理学を含む。) 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）		○体育実技（スキー）	1	2	2	2					
			○体育実技（水泳）	1								
			○体育実技（ダンス）	1								
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	中1 28 中2 12 高1 24	○体育実技（球技A）	1	2	2	2	※②				
			○体育実技（球技B）	1								
			○体育実技（武道）	1								
			○運動学（運動方法学を含む。）	2								
			体育原理	2								
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		体育社会学	2	2	2	2					
			体育心理学	2								
			体育経営管理学	2								
			○生理学（運動生理学を含む。）	2								
			○衛生学	2								
免許状取得に必要な単位数			○公衆衛生学	2	8	2	4					
免許状取得に必要な単位数			栄養学	2	28 22 24							
免許状取得に必要な単位数			病理学	2	28 22 24							
免許状取得に必要な単位数			○学校保健	2	28 22 24							
免許状取得に必要な単位数			○保健体育科指導法 I	2	28 22 24							
免許状取得に必要な単位数			○保健体育科指導法 II	2	28 22 24							
免許状取得に必要な単位数			○保健体育科指導法 III	2	28 22 24							
免許状取得に必要な単位数			○保健体育科指導法 IV	2	28 22 24							

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「体育原理」「体育社会学」「体育心理学」「体育経営管理学」より1科目2単位以上を必修選択科目として修得すること。

※② 「各教科の指導法」の「保健体育科指導法Ⅲ・Ⅳ」は、中学校1種のみ必修。高等学校1種免許申請の場合は「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。中学校2種の免許状を取得する場合は、「保健体育科指導法Ⅰ」を修得すること。

教育の基礎的理解に関する科目等

■幼稚園教諭1種・2種免許状

■小学校教諭1種・2種免許状

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位					備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	幼1	幼2	小1	小2	小1・幼1	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼1 10 幼2 6 小1 10 小2 6	○教育原理	2	11	11	11	11	13	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教育哲学	2						
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教職概論	2						
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教育の制度と経営	2						
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育社会学	2						
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○学習・発達論	2						
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○教育心理学	2						
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○発達心理学	2						
			○特別支援教育	1						
			○教育課程編成論	2						※① 小免のみ
生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	○幼児教育課程論	2	※② 幼免のみ							
	道徳の理論及び指導法	小1 10 小2 6	○道徳教育の理論と方法	2	—	—	10	10	10	} ※①
	総合的な学習の時間の指導法		○総合的な学習の時間の理論と方法	1						
	特別活動の指導法		○特別活動の理論と方法	1						
	教育の方法及び技術		○教育方法・技術論	1						
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		○教育方法学	2						
	生徒指導の理論及び方法		○ICT活用の理論と実践	1						
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○生徒・進路指導の理論と方法	2						
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○教育相談の理論と方法	2						
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	幼4	○教育方法・技術論	1	4	4	—	—	2	
教育相談等の指導法及び時間等の時間等に関する科目	○ICT活用の理論と実践		○教育方法学	2						
	○教育方法・技術論		○幼児理解と教育相談	2						
	○教育方法学									

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目						修得単位			備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	幼1	幼2	小1	小2	小1・幼1			
関教育実践する科目に	教育実習	5	○教育実習（幼・小）	5	5	5	5	5	5	※③④	※⑤	
	教職実践演習	2	教育実習（副）	3	3	3	3	3	3			
幼稚園		1種 21 2種 17	○教職実践演習	2	2	2	2	2	2			
小学校		1種 27 2種 19			22	22	—	—	32			
			免許状取得に必要な単位数		—	—	28	28				

○印は必修科目

「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

- ※① 小学校免許のみ必修。幼稚園の免許取得単位には加算されません。
- ※② 幼稚園免許のみ必修。小学校の免許取得単位には加算されません。
- ※③ 中学校教諭1種および高等学校教諭1種免許をピークとする者が、加えて幼稚園・小学校教諭1種または2種免許をサブ免許として取得する場合、「教育実習」の単位をピーク免許より2単位充てることができます。ただし、事前および事後指導は、サブ免許分として別に受講してください。
- ※④ 「教育実習」を履修するためには、「教育実践に関する科目」以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得していくなければなりません。
- ※⑤ 中学校教諭1種および高等学校教諭1種免許をピークとする者が、加えて幼稚園・小学校教諭1種または2種免許をサブ免許として取得する場合、「教職実践演習」の単位をピーク免許より2単位充てができるので、重ねて履修する必要はありません。

[注] 上表に掲げられる科目の一部にユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称により開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目ではなく、教育学科科目（教育学科の授業時間割に掲載されている科目）を履修してください。

教育の基礎的理解に関する科目等

■中学校教諭1種免許状（社会・保健体育）

■高等学校教諭1種免許状（地理歴史・公民・保健体育）

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目			修得単位			備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中1	中2	高1		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	中1 10 中2 6 高1 10	○教育原理	2	11	11	11		※①
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教育哲学	2					
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教職概論	2					
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育の制度と経営	2					
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育社会学	2					
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○学習・発達論	2					
道徳、生徒総合的な学習時間等の指導法に関する科目	道徳の理論及び指導法	中1 10 中2 6 高1 8	教育心理学	2	10	10	8		※②③④ ⑤⑥
	総合的な学習の時間の指導法		○特別支援教育	1					
	特別活動の指導法		○教育課程編成論	2					
	教育の方法及び技術		○道徳教育の理論と方法	2					
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		○総合的な学習の時間の理論と方法	1					
	生徒指導の理論及び方法		○特別活動の理論と方法	1					
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○教育方法・技術論	1					
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育方法学	2					
教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	○ICT活用の理論と実践	1					
	教職実践演習		○生徒・進路指導の理論と方法	2					
			○教育相談の理論と方法	2					
			○教育実習（中・高）	5	5	5	—	※②③④ ⑤⑥	
			教育実習（副）	3	3	3	—		
			教育実習（高等学校）	3	—	—	3		
			○教職実践演習	2	2	2	2		

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目			修得単位			備 考
科 目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中 1	中 2	高 1		
中学校		1種 27 2種 19			28	—	—		
高等学校		23	免許状取得に必要な単位数	中 1 種 (社会) 中 1 種 (保健体育) 中 2 種 (社会) 中 2 種 (保健体育) 高 1 種 (地理歴史) 高 1 種 (公民) 高 1 種 (保健体育)	—	28	—		
					—	—	24		

○印は必修科目

「教育の基礎的理 解に関する科目等」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

- ※① 「道徳教育の理論と方法」は、中学校免許のみ必修。高等学校1種免許申請の場合は「大学が独自に設定する科目」として充てられます。
- ※② 幼稚園・小学校教諭1種免許をピークとする者が、加えて中学校1種または2種免許をサブ免許として取得する場合、「教育実習」の単位をピーク免許より2単位充てることができます。ただし、事前および事後指導は、サブ免許分として別に受講してください。
- ※③ 高等学校（地理歴史・公民・保健体育）教職課程受講者は、必ず中学校（社会・保健体育）教職課程も併せて受講すること。中学校（社会・保健体育）教職課程のみの受講は認めます。
- ※④ 中学校・高等学校の免許を両方取得希望の場合は、実習先の校種にかかわらず「教育実習（中・高）」を履修してください。
- ※⑤ 「教育実習」を履修するためには、「教育実践に関する科目」以外の「教育の基礎的理 解に関する科目等」の必修科目を修得していくなければなりません。
- ※⑥ 幼稚園・小学校教諭1種免許をピークとする者が、加えて中学校教諭1種または2種免許をサブ免許として取得する場合、「教職実践演習」の単位をピーク免許より2単位充てができるので、重ねて履修する必要はありません。

〔注〕上表に掲げられる科目の一部にユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称により開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目ではなく、教育学科科目（教育学科の授業時間割に掲載されている科目）を履修してください。

大学が独自に設定する科目

■全免許状

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位				備 考
科 目	単位	科 目	単位	幼 1	小 1 小 2 幼 2	中 1 中 2	高 1	
大学が独自に設定する科目	幼 1 14 幼 2 2 小 1 2 小 2 2 中 1 4 中 2 4 高 1 12	○全人教育論	2	14	2	4	12	小学校・中学校・高等学校のみ
		○教育学概論	2					
		教育インターンシップA	2					
		教育インターンシップB	2					
		教育インターンシップC	1					
		教育インターンシップD	1					
		精神保健	2					
		生命と性の教育	2					
		異文化理解と教育	2					
		教職演習A	1					
		教職演習B	1					
		生涯学習概論	2					
		道徳教育の理論と方法	2					
		現代社会の教育課題	2					
		運動部活動の指導法	2					
免許状取得に必要な単位数		14	2	4	12			

○印は必修科目

「大学が独自に設定する科目」には上記の他に、「教科及び教科の指導法に関する科目」「領域及び保育内容の指導法に関する科目」(p.56参照)「教育の基礎的理義に関する科目等」の余剰単位を充てることができます。

免許法施行規則第66条の6に定める科目

■全免許状

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
日本国憲法	2	○日本国憲法	2	2	
体育	2	○健康教育	1	2	
		○体育	1		
外国語コミュニケーション	2	ELF 101	4	4	※①
		ELF 102	4		
		ELF 201	4		
		ELF 202	4		
		ELF 301	4		
数理・データ活用及び 人工知能に関する科目	2	データ処理	2	2	※②
		統計学入門	2		
情報機器の操作		情報科学入門	2		
	8	免許状取得に必要な単位数		10	

○印は必修科目

「免許法施行規則第66条の6に定める科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。

※① 「外国語コミュニケーション」（上記表の免許法施行規則に定める科目）は、左記5科目より1科目以上を修得すること。

※② 「数理・データ活用及び人工知能に関する科目」または「情報機器の操作」より2単位以上を修得すること。

領域及び保育内容の指導法に関する科目

■幼稚園教諭1種免許状

教育学部 乳幼児発達学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	備 考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位			
領域及び保育内容の指導法に関する専門的事項	国語	16	国語	2	6	※①	
	算数		算数	2			
	生活		生活	2			
	音楽		音楽（幼）	2			
	図画工作		図工（幼）	2			
	体育		体育（幼）	2			
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)			○保育内容総論	2	14	
				○幼児指導論	2		
				○保育内容指導法（健康）	2		
				○保育内容指導法（人間関係）	2		
				○保育内容指導法（環境）	2		
				○保育内容指導法（言葉）	2		
				○保育内容指導法（表現）	2		
免許状取得に必要な単位数					20		

○印は必修科目

「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「領域に関する専門的事項」（上記表の免許法施行規則に定める科目）は、選択科目より6単位以上を必修選択科目として修得すること。

教育の基礎的理解に関する科目等

■幼稚園教諭1種免許状

教育学部 乳幼児発達学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	幼1	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	2	11	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		○教育哲学	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		○保育者論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育の制度と経営	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育社会学	2		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○学習・発達論	2		
等指導法、道徳、総合的な学習、教員の教職実践等の時間等の相談の科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	子どもと家庭の発達心理学	2	4	
	幼児理解の理論及び方法		保育の心理学	2		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		○特別な支援を必要とする子どもの理解と援助 I	1		
関する教育実践科目に	教育実習	5	○保育カリキュラム論	2		
	教職実践演習	2	○教育の方法と技術	2		
幼稚園		21	○幼児理解と教育相談	2		
免許状取得に必要な単位数					22	

○印は必修科目

「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

*① 「教育実習」を履修するためには、「教育実践に関する科目」以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得していないければなりません。

(注) 上表に掲げられる科目の一部にユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称により開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目ではなく、乳幼児発達学科科目(乳幼児発達学科の授業時間割に掲載されている科目)を履修してください。

大学が独自に設定する科目

■幼稚園教諭1種免許状

教育学部 乳幼児発達学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
大学が独自に設定する科目	14	○全人教育論	2	14	
		○教育学概論	2		
		教職演習A	1		
		教育インターンシップ（幼）A	2		
		教育インターンシップ（幼）B	2		
		教育インターンシップ（幼）C	1		
		教育インターンシップ（幼）D	1		
免許状取得に必要な単位数				14	

○印は必修科目

「大学が独自に設定する科目」には上記の他に、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教育の基礎的理...

免許法施行規則第66条の6に定める科目

■幼稚園教諭1種免許状

教育学部 乳幼児発達学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
日本国憲法	2	○日本国憲法	2	2	
体育	2	○健康教育	1	2	
外国語コミュニケーション	2	○体育	1		
		ELF 101	4	4	※①
		ELF 102	4		
		ELF 201	4		
		ELF 202	4		
数理・データ活用及び 人工知能に関する科目	2	ELF 301	4	2	※②
		データ処理	2		
		統計学入門	2		
情報機器の操作	2	情報科学入門	2	10	
	8	免許状取得に必要な単位数			

○印は必修科目

「免許法施行規則第66条の6に定める科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。

※① 「外国語コミュニケーション」（上記表の免許法施行規則に定める科目）は、左記5科目より1科目以上を修得すること。

※② 「数理・データ活用及び人工知能に関する科目」または「情報機器の操作」より2単位以上を修得すること。

芸術学部

1 教職課程受講継続条件

- 芸術学部では、教職課程の受講継続に際して次の条件を定めています。この条件を満たすことができない場合は、教職課程を継続して受講することはできません。

学年	学期	受 講 継 続 条 件	実 習
1 年次	春	音楽学科「音楽教育コース」またはアート・デザイン学科「美術教育コース」に所属していること 入学後に4月中に実施される「教職課程受講ガイダンス」に出席のうえ、受講申請書を期日までに提出していること	<ul style="list-style-type: none"> • 参観実習 ※ 1
	秋	終了時（全科目）の累積GPAが2.50以上あること 終了時に学科が定めた教職課程受講継続判定試験①に合格していること ※学科の定める継続判定条件を満たせず、継続が不可となった場合、次年度に判定を受けることにより継続可とする。	
2 年次	春	—	<ul style="list-style-type: none"> • 介護等体験 ※ 2
	秋	終了時（全科目）の累積GPAが2.50以上あること 終了時に学科が定めた教職課程受講継続判定試験②に合格していること	
3 年次	春	—	<ul style="list-style-type: none"> • 教育実習（中・高） ※ 3、 4
	秋	終了時（全科目）のGPAが累積2.50以上あること	
4 年次	春	—	<ul style="list-style-type: none"> • 教育実習（小） ※ 5
	秋		

※ 1 ガイダンス等での指示に従ってください。

※ 2 ガイダンス等での指示に従ってください。

※ 3 「教育実習（中・高）」を履修するためには、次の3つの条件を満たしていることが必要です。

①「教育実習」「教職実践演習」以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得済みであること。（ただし、「生徒・進路指導の理論と方法」については、夏期集中授業を履修中であること。）

②「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち各教科の指導法については、取得する免許種にかかわらず音楽学科（音楽教育コース）の学生は「音楽科指導法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、アート・デザイン学科（美術教育コース）の学生は「美術科・工芸科指導法Ⅰ・Ⅱ」「美術科指導法Ⅰ」を修得済みであること。

③「教育実習（中・高）（事前指導）」で「P評価」を得ていること。

※ 4 教職課程継続条件や教育実習受講条件を満たせず、教育実習を受講できなかった場合は、卒業時に教育免許状を取得することができません。

※ 5 「教育実習（小）」を履修するためには、次の4つの条件を満たしていることが必要です。

①「教育実習（中・高）」が「F評価」でないこと。

②教職課程受講継続条件を満たしていること。

③小学校2種免許取得に必要な科目のうち6科目12単位を修得済みであること。

④「教育実習（小）事前指導」に合格していること。

注：ダブル免許プログラムのページ（p.80～p.84）を確認してください。

教科及び教科の指導法に関する科目

- 中学校教諭1種免許状
- 高等学校教諭1種免許状

音 楽

芸術学部 音楽学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目			修得単位		備 考	
科 目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中 1	高 1			
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	ソルフェージュ	中28 高24	○ソルフェージュⅠ	2	2	2			
	声楽 (合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)		ソルフェージュⅡ	2					
	器楽 (合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)		○声楽基礎B	2			4	4	日本の伝統的な歌唱を含む。
			声楽基礎C	2					
			声楽基礎D	2					
			○歌唱教育法(合唱)	2					
			器楽基礎B	2	6	6			
			○鍵盤楽器基礎	2					伴奏を含む。
			○和楽器指導法(管・絃・打)	2					和楽器を含む。
			器楽基礎C	2					
器楽基礎D			2						
○器楽教育法I(管・打・合奏)			2					合奏を含む。	
器楽教育法II(リコーダー・弦楽器)	2		6	6					
伴奏法	2								
○指揮法	2								
○音楽理論	2								
和声学I	2								
和声学II	2								
創作教育法	1								
日本音楽史	2								
民族音楽概説	2								
西洋音楽史	2								
鑑賞教育理論(音楽)	2								
○作曲法I	2		8	4	編曲法を含む。				
作曲法II	2								
音楽教育実践法	2								
○音楽史	2					日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。			
○音楽科指導法I	2			※①					
○音楽科指導法II	2								
○音楽科指導法III	2								
○音楽科指導法IV	2								
免許状取得に必要な単位数			中28	高24					

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「各教科の指導法」の「音楽科指導法III・IV」は、中学校1種のみ必修。高等学校1種免許申請の場合は「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

■中学校教諭1種免許状

美術

芸術学部 アート・デザイン学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	備考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位			
教科に関する専門的事項 教科及び教科の指導法に関する科目	絵画 (映像メディア表現を含む。)	28	○絵画基礎	2	2	映像メディア表現を含む。	
			絵画Ⅰ	2			
	彫刻		絵画Ⅱ	2			
			○彫刻基礎	2	2		
	デザイン (映像メディア表現を含む。)		彫刻Ⅰ	2			
			彫刻Ⅱ	2			
	工芸		○デザイン基礎	2	4	映像メディア表現を含む。	
			○映像メディア表現基礎	2			
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）		デザインⅠ	2			
			デザインⅡ	2			
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		○工芸基礎	2	2		
			工芸Ⅰ	2			
			工芸Ⅱ	2			
			○美術理論	2	10		
			工芸理論	2			
			工芸史	2			
			西洋美術史	2			
			日本美術史	2		※①	
			○鑑賞教育理論（美術）	2			
			デザイン理論	2			
			東洋美術史	2			
			○美術史	2		日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。	
			○美術科・工芸科指導法Ⅰ	2	8		
			○美術科・工芸科指導法Ⅱ	2			
			○美術科指導法Ⅰ	2			
			○美術科指導法Ⅱ	2			
免許状取得に必要な単位数					28		

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「美術理論・美術史」（上記表の免許法施行規則に定める科目）は、選択科目より2科目4単位以上を必修選択科目として修得してください。

教科及び教科の指導法に関する科目

■高等学校教諭 1 種免許状

美 術

芸術学部 アート・デザイン学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位 高1	備 考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位			
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	絵画 (映像メディア表現を含む。)	24	○絵画基礎	2	2	映像メディア表現を含む。	
	彫刻		絵画 I	2			
	デザイン (映像メディア表現を含む。)		絵画 II	2			
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）		○彫刻基礎	2	2		
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		彫刻 I	2			
			彫刻 II	2			
			○デザイン基礎	2	4	映像メディア表現を含む。	
			○映像メディア表現基礎	2			
			デザイン I	2			
			デザイン II	2			
			○美術理論	2	12	※①	
			工芸理論	2			
			工芸史	2			
			西洋美術史	2			
			日本美術史	2			
			○鑑賞教育理論（美術）	2			
			デザイン理論	2			
			東洋美術史	2			
			○美術史	2			
			○美術科指導法 I	2	4		
			○美術科指導法 II	2			
免許状取得に必要な単位数					24		

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「美術理論・美術史」（上記表の免許法施行規則に定める科目）は、選択科目より 3 科目 6 単位以上を必修選択科目として修得してください。

■高等学校教諭1種免許状

工芸

芸術学部 アート・デザイン学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位 高1	備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位		
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	図法・製図	24	○図法・製図	2	2	
	デザイン		○デザイン基礎	2	2	
	デザインI		○デザインI	2		
	デザインII		○デザインII	2		
	工芸基礎		○工芸基礎	2	2	プロダクト制作を含む。
	工芸I		○工芸I	2		
	工芸II		○工芸II	2		
	美術理論		○美術理論	2		
	工芸理論		○工芸理論	2		
	工芸史		○工芸史	2		日本とアジアの工芸を含む。
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	西洋美術史		○西洋美術史	2	14	※①
	日本美術史		○日本美術史	2		
	鑑賞教育理論(美術)		○鑑賞教育理論(美術)	2		
	デザイン理論		○デザイン理論	2		
	東洋美術史		○東洋美術史	2		
	美術史		○美術史	2	4	日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。
	美術科・工芸科指導法I		○美術科・工芸科指導法I	2		
	美術科・工芸科指導法II		○美術科・工芸科指導法II	2		
	免許状取得に必要な単位数			24		

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する専門的事項」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「工芸理論・デザイン理論・美術史」（上記表の免許法施行規則に定める科目）は、選択科目より2科目4単位以上を必修選択科目として修得してください。

教育の基礎的理解に関する科目等

■中学校教諭1種免許状

■高等学校教諭1種免許状

芸術学部

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位		備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中1	高1	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	2	11	11	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教育哲学	2			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		○教職概論	2			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育の制度と経営	2			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育社会学	2			
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○学習・発達論	2			
	道徳の理論及び指導法		教育心理学	2			
	総合的な学習の時間の指導法		発達心理学	2			
	特別活動の指導法		○特別支援教育	1			
	教育の方法及び技術		○教育課程編成論	2			
及び生徒総合的な学習時間等に関する指導法	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	中10 高8	○道徳教育の理論と方法	2	10	8	※①
	生徒指導の理論及び方法		○総合的な学習の時間の理論と方法	1			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○特別活動の理論と方法	1			
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		○教育方法・技術論	1			
	教育実習(中・高)		○ICT活用の理論と実践	1			
	教育実習(高等学校)		○生徒・進路指導の理論と方法	2			
	教職実践演習		○教育相談の理論と方法	2			
中学校		27	○教育実習(中・高)	5	5	—	※②③
高等学校		23	○教育実習(高等学校)	3	—	3	
			○教職実践演習	2	2	2	
			免許状取得に必要な単位数	音楽	28	24	
				美術			
				工芸			

○印は必修科目

「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 「道徳教育の理論と方法」は、中学校1種免のみ必修。高等学校1種免許申請の場合は「大学が独自に設定する科目」として充てられます。

※② 中学校・高等学校の免許を両方取得希望の場合は、実習先の校種にかかわらず「教育実習(中・高)」を履修してください。

※③ 「教育実習」を履修するためには、「教育実践に関する科目」以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得していないければなりません。

大学が独自に設定する科目

- 中学校教諭1種免許状
- 高等学校教諭1種免許状

芸術学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目			修得単位		備 考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1		
大学が独自に設定する科目	中4 高12	○全人教育論	2	4	12		
		異文化理解と教育	2				
		生命と性の教育	2				
		情報メディアの活用	2				
		教職演習A	1				
		道徳教育の理論と方法	2			高1種のみ	
		教育インターンシップA※	2				
免許状取得に必要な単位数				4	12		

○印は必修科目

「大学が独自に設定する科目」には上記の他に、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的・理解に関する科目等」の余剰単位を充てることができます。

※ 「教育インターンシップA」は事前ガイダンスへの出席と申請時の累積GPA2.50が必要となります。
受講にあたっては条件があります。ガイダンスでの指示に従ってください。

免許法施行規則第66条の6に定める科目

- 中学校教諭1種免許状
- 高等学校教諭1種免許状

芸術学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目			修得単位		備 考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1		
日本国憲法	2	○日本国憲法	2	2	2		
体育	2	○健康教育	1	2	2		
外国語コミュニケーション	2	○体育	1				
		ELF 101	4	4	4	※①	
		ELF 102	4				
		ELF 201	4				
		ELF 202	4				
数理・データ活用及び人工知能に関する科目	2	ELF 301	4	2	2	※②	
		データ処理	2				
		統計学入門	2				
		マルチメディア表現	2				
情報機器の操作	2	ネットワーク入門	2	2	2		
		情報科学入門	2				
		免許状取得に必要な単位数	10				

○印は必修科目

「免許法施行規則第66条の6に定める科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。

※① 「外国語コミュニケーション」（上記表の免許法施行規則に定める科目）は、左記5科目より1科目4単位以上を修得してください。

※② 「数理・データ活用及び人工知能に関する科目」または「情報機器の操作」より2単位以上を修得してください。

ダブル免許プログラム

A 特別学期における履修

1 履修にあたって

1 特別学期（サマーセッション・ウィンターセッション）とは

特別学期は、8～9月に行うサマーセッション（以下SSと表記）と2～3月に行うウィンターセッション（以下WSと表記）の2つから構成され、開講されます。

SSとWSは、通常期に週1回2コマ100分×15週+試験で開講される講義を、各期ごとに学修時間を確保しながら集中して開講するため、1日に4コマ200分（途中に自学自修として2コマ分の空き時間あり）×8回（試験含む）で実施します。

■特別学期履修のイメージ

	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限	7 時限	8 時限
月	1回目			2回目				
火	3回目			4回目				
水	自学自修の時間確保のため授業なし							
木	5回目			6回目				
金	7回目			8回目				
土								
日								
月	9回目			10回目				
火	11回目			12回目				
水	自学自修の時間確保のため授業なし							
木	13回目			14回目				
金	15回目							
土								
日								
月	試験							

特別学期における受講科目名や科目数については、各学部学科の教育課程により異なりますので、受講ガイダンスにて確認してください。なお、SS・WSの受講ができるのは3年次までです。4年次のSSは教員採用試験（2次）のため、4年次のWSは卒業判定の関係上、受講できませんので注意してください。

② 受講について

【小学校2種免許を取得する場合】

文学部国語教育学科・英語教育学科、農学部生産農学科、工学部情報通信工学科・ソフトウェアサイエンス学科・マネジメントサイエンス学科、芸術学部音楽学科、アート・デザイン学科に在籍をしており、教職課程を受講中であること。

【中学校2種免許（英語）を取得する場合】

受講するには、以下の条件を充足する必要があります。また、受講にあたっては定員が定められているので、希望しても受講が許可されない場合があります。

- ① 第2セメスター終了時の累積GPAが3.20以上であること。
- ② 教育学部教育学科において、小学校の教育職員免許状取得をピーク免とする教職課程を履修していること。なお、受講生数によっては小学校の教育職員免許状取得をピーク免としない学生の受講も認めることがある。

*何らかの理由により教職課程が履修不可となった場合は、本プログラムの履修継続も不可とする。

- ③ TOEIC® L&R470点以上、IPテスト470点以上、英検2級CSE1980点以上、のいずれかであること。

- ④ 第2セメスター終了時に学部が定めるレベルのELFを修得済みであること。

なお、定員を超えた場合は、大学入学後に受験した TOEIC® L&R、IPテスト、英検CESの最高得点を第一基準として精査し、上位の者から選抜する。また、上記の条件で選抜できない場合は、春学期と秋学期のIPテストの合計点数をもって選抜する。

*英検CESの得点により精査する場合は、比率を算出することとする。

*何らかの理由により教職課程の履修を取りやめた場合や教職課程履修継続条件に抵触して履修が不許可となった場合は、本プログラムの履修継続について、次年度以降より許可しない。

特別学期における開講科目の受講にあたっては、履修登録やその後の手続きなどが通常の履修と異なりますので注意してください。なお、受講に関する詳細については教務部授業運営課よりUNITAMAにて周知されます。

③ 履修科目

■文学部対象（小学校2種免許）

科 目 名	1年次		2年次		3年次		4年次	
	SS	WS	SS	WS	SS	WS	春学期	秋学期
国語科指導法※①						●		
算數科指導法	●							
理科指導法		●						
社会科指導法					●			
音楽科指導法			●					
図工科指導法		●						
外国語（英語）指導法※②				●				
教育実習（事前指導）							●	
教育実習								●

*英語教育学科は2年次の留学等に対応するため、特別学期による科目開講は1期のみです。

*開講科目に変更はありませんが、開講する年次等については授業運営の関係上、変更が生じるケースがあります。

※① 英語教育学科対象

※② 国語教育学科対象

■ 農学部対象（小学校2種免許）

科 目 名	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	SS	WS	SS	WS	SS	WS	春学期	秋学期
国語科指導法				●				
算数科指導法	●							
社会科指導法			●					
音楽科指導法				●				
図工科指導法		●						
外国語（英語）指導法						●		
教育実習（事前指導）							●	
教育実習								●

■ 工学部対象（小学校2種免許）

科 目 名	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	SS	WS	SS	WS	SS	WS	春学期	秋学期
国語科指導法						●		
理科指導法				●				
社会科指導法					●			
音楽科指導法					●			
図工科指導法			●					
外国語（英語）指導法						●		
教育実習（事前指導）							●	
教育実習								●

■芸術学部対象（小学校2種免許）

科 目 名	1年次		2年次		3年次		4年次	
	SS	WS	SS	WS	SS	WS	春学期	秋学期
国語科指導法				●				
算数科指導法	●							
理科指導法		●						
音楽科指導法				●				
図工科指導法		●						
外国語（英語）指導法						●		
教育実習（事前指導）							●	
教育実習								●

* 3年次のSSは夏季集中科目や中学校・高等学校の教育実習に対応するため、特別学期による科目開講はありません。

* 開講科目に変更はありませんが、開講する年次等については授業運営の関係上、変更が生じるケースがあります。

■教育学部教育学科対象（中学校英語2種免許）

科 目 名	1年次		2年次		3年次		4年次		
	SS	WS	SS	WS	春学期	SS	WS	春学期	秋学期
English Grammar			●						
English Phonetics					●				
English in Global Contexts						●			
British and American Literature						●			
Basic Academic English Skills A			●						
Basic Academic English Skills B				●					
Multiculturalism in English-speaking Areas						●			
英語科指導法Ⅰ					●				

2 教育実習の受講

特別学期（サマーセッション・ウィンターセッション）に開講される科目で免許取得を目指すダブル免許プログラムにおいても教育実習については、特別学期が実習校の長期休み（夏休み）と重複するため、4年次の秋学期に2週間10日間の期間で実施します。また、教育実習に先立ち実施する「教育実習（事前指導）」については、4年次の春学期に15回実施します。

なお、ダブル免許プログラムにおける「教育実習」を履修するためには次の条件を充足する必要があります。

- 3年次終了時（第6セメスター終了時）に①～④の条件を充足すること。充足できない場合、「教育実習（事前指導）」の受講は認めない。
 - ① 学部学科で定める教職課程受講条件ならびに受講継続条件をいずれもすべて充足していること。
 - ② 芸術学部生の場合、中・高での「教育実習」が「F評価」となっていないこと。
文・農・工・教育学部生の場合、「教育実習（事前指導）」が「F評価」となっていないこと。
 - ③ 教育学科生の場合、3年次春学期（第5セメスター）で開講される「英語科指導法Ⅰ」を修得済みであること。
 - ④ 小学校2種免許取得に必要な単位のうち、6科目12単位^{*1}を修得していること。
 - 4年次春学期終了時（第7セメスター終了時）
 - ① 第7セメスターに開講されるダブル免許プログラムにおける「教育実習（事前指導）」が「P評価」（合格）であること。
- *1 修得しておくべき科目
〔教科及び教科の指導法に関する科目〕の各教科の指導法より合計6科目（「音楽」「図工」から1科目含む）12単位を修得する。

3 履修上の注意点

特別学期において履修科目に「F評価」がついた場合

特別学期（サマーセッション・ウィンターセッション）に開講される科目は、免許取得のための必要最小限しか開講されません。以下の理由により履修科目に「F評価」がついた際にリカバリーできないことが想定されます。

- 特別学期の科目開講は、原則固定されていますので、自分の空いている期に再履修したい科目が開講されるとは限りません。
- 4年次のSSは教員採用試験（2次試験）の期間中になります。教員採用試験の2次試験は、論作文や場面指導、集団討論、実技試験等、教員としての適性をチェックされる試験であり、合格するためには十分な直前対策が必要となりますので、科目を履修している時間的余裕はありません。
- 4年次のWSは卒業判定等の期間後に開講されるため、最初から履修できる期間として取り扱いができません。

特別学期において履修科目に「F評価」がついた場合は、卒業時に免許が取得できない可能性が高くなります。しかし、在学中に修得した単位は有効なので、卒業後に不足単位を本学の通信教育課程などで修得すれば免許を取得できますので、学修を継続するモチベーションをもって進めてください。

B 通常学期における履修

1 履修にあたって

① 受講について

希望する免許ごとに下記条件の基準を満たした学生のうち受講定員5名以内の学生が、2年次より受講を開始することができます。

【中学校2種免許（国語）を取得する場合】

- ① 第2セメスター終了時の累積GPAが3.20以上かつ、学科の上位25%以内の者であること。
 - ② 第2セメスター終了時までに、日本語運用能力テストN-C1に合格していること。
- *第4、第6セメスター終了時の継続条件を累積GPAが3.20以上とする。
 *教科の指導法「国語科指導法Ⅱ」を履修することが望ましい。

【中学校2種免許（数学）を取得する場合】

- ① 第2セメスター終了時の累積GPAが3.20以上であること。
 - ② 第3セメスター終了時までに「代数学入門」「解析学入門」を修得していること。
 - ③ 第4セメスター開始時までに、数学検定準1級の1次もしくは2次のどちらかに合格していること。
 - ④ 第4セメスター終了時までに「代数学I」「解析学I」を修得していること。
- *教科の指導法「数学科指導法Ⅱ」を履修することが望ましい。

【中学校2種免許（理科）を取得する場合】

- ① 第2セメスター終了時の累積GPAが3.20以上であること。
- ② 第2セメスター終了時までに実用理科技能検定3級(CBT含む)または理検SCORE100(理科学力到達度検定)400点以上を取得していること。

【中学校2種免許（音楽）を取得する場合】

- ① 第2セメスター終了時の累積GPAが3.20以上であること。
 - ② 第4セメスター終了時に、芸術学部の教職課程受講継続判定試験①を受験して、合格すること。
 - ③ 第6セメスター終了時に、芸術学部の教職課程受講継続判定試験②を受験して、合格すること。
- *実習に行くにあたり、教科の指導法「音楽科指導法Ⅱ」を履修することが望ましい。

【中学校2種免許（美術）を取得する場合】

- ① 第2セメスター終了時の累積GPAが3.20以上であること。
 - ② 第4セメスター終了時に、芸術学部の教職課程受講継続判定試験①を受験して、合格すること。
 - ③ 第6セメスター終了時に、芸術学部の教職課程受講継続判定試験②を受験して、合格すること。
- *実習に行くにあたり、教科の指導法「美術科・工芸科指導法Ⅱ」を履修することが望ましい。

【高等学校1種免許（情報）を取得する場合】

- ① 第2セメスター終了時の累積GPAが3.20以上であること。
- ② 「プログラミングI」を修得し、「プログラミングII」を履修（履修中も可）していること。または、「基本情報技術者試験」もしくは「Oracle Certified Java Programmer, Bronze」（オラクルJava認定資格Bronze）に合格していること。
- ③ 「代数学入門」および「解析学入門」の両方を修得していること。または、「数学検定2級」に合格していること。
 「代数学I」「解析学I」も履修することが望ましい。

2 履修科目

■ 教育学部教育学科対象（中学校国語 2 種免許）

科 目 名	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
日本語学					●			
日本文学概論			●					
日本文学史			●					
国語科指導法 I					●			
国語科指導法 II						●		
書写						●		
漢文学				●				

■ 教育学部教育学科対象（中学校数学 2 種免許）

科 目 名	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
代数学 I				●				
解析学 I				●				
プログラミング I				●				
確率統計学 I					●			
数学科指導法 I					●			
幾何学 I						●		
数学科指導法 II						●		

■ 教育学部教育学科対象（中学校理科 2 種免許）

科 目 名	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
基礎生物学実験			●					
化学 B			●					
生物学 B				●				
基礎化学実験				●				
物理学					●			
有機化学 A					●			
理科指導法 I					●			
地学						●		
地学実験						●		
物理学実験						●		
生化学						●		

■ 教育学部教育学科対象（中学校音楽2種免許）

科 目 名	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
音楽史		●						
ソルフェージュⅠ			●					
鍵盤楽器基礎			●					
和楽器指導法（管・絃・打）			●					
声楽基礎B				●				
音楽理論				●				
指揮法					●			
音楽科指導法Ⅰ					●			
歌唱教育法（合唱）					●			
器楽教育法Ⅰ（管・打・合奏）						●		
作曲法Ⅰ							●	

■ 教育学部教育学科対象（中学校美術2種免許）

科 目 名	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
彫刻基礎			●					
デザイン基礎			●					
美術理論			●					
美術史				●				
絵画基礎				●				
工芸基礎			●					
映像メディア表現基礎					●			
美術科・工芸科指導法Ⅰ					●			
鑑賞教育理論（美術）						●		

■ 教育学部教育学科対象（高等学校情報1種免許）

科 目 名	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
デジタルシチズンシップ			●					
情報処理技術					●			
コンピュータグラフィックス							●	
情報システム			●					
ネットワーク技術Ⅰ				●				
情報科指導法Ⅰ					●			
論理回路					●			
ソフトウェアサイエンス実験						●		
ネットワーク技術Ⅱ							●	
データベース					●			
マルチメディア処理						●		
情報科指導法Ⅱ						●		
教育実習（事前指導）						●		
教育実習								●

2 教育実習の受講

4年次の秋学期に2週間10日間で実施します。また、教育実習に先立ち実施する「教育実習（事前指導）」については、高等学校1種免許情報のみ3年次秋学期に15回実施します。

なお、教育実習を履修するためには次の条件を充足する必要があります。

- 3年次春学期終了時（第5セメスター終了時）に①～②の条件を充足すること。充足できない場合、「教育実習（事前指導）」の受講は認めない。
 - ① 学部学科で定める教職課程受講条件ならびに受講継続条件をいずれもすべて充足していること。
 - ② 「情報科指導法Ⅰ」を修得済みであること。
 - ③ 第6セメスターに開講される「教育実習（事前指導）」が「P評価」（合格）であること。
〔情報〕
- 4年次春学期終了時（第7セメスター終了時）
 - ① 第7セメスターに開講される「教育実習（事前指導）」が「P評価」（合格）であること。
〔情報〕

3 履修上の注意点

他学科で開講されている科目を履修しなければならないため、履修科目に「F評価」がついた場合にリカバリーできない可能性があります。卒業時に免許が取得できない可能性が高くなりますが、在学中に修得した単位は有効です。卒業後に不足単位を本学の科目等履修生として修得すれば免許を取得できますので、学修を継続するモチベーションをもって進めてください。

ダブル免許プログラム

■小学校教諭2種免許状

文学部・農学部・工学部・芸術学部

■は免許取得にあたって追加で修得が必要な科目

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	中高免許のための修得単位より流用できる単位※①	備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位			
教科に関する専門的事項※②	国語（書写を含む。）	16	国語	—	—	2	
	社会		社会	—			
	算数		算数	—			
	理科		理科	—			
	生活		生活	—			
	音楽		音楽	—			
	図画工作		図工	—			
	家庭		家庭	—			
	体育		体育（幼・小）	—			
	外国語		外国語（英語）	—			
各教科の指導法に関する科目（情報通信技術の活用を含む。）	国語（書写を含む。）		○国語科指導法	2	12	2	文学部国語教育学科を除く
	社会		○社会科指導法	2			芸術学部を除く
	算数		○算数科指導法	2			工学部を除く
	理科		○理科指導法	2			農学部を除く
	生活		生活科指導法	—			
	音楽		○音楽科指導法	2			芸術学部音楽学科を除く
	図画工作		○図工科指導法	2			
	家庭		家庭科指導法	—			
	体育		体育科指導法	—			
	外国語		○外国語（英語）指導法	2			文学部英語教育学科を除く
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理	—	—	6	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教育哲学	—			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教職概論	—			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育の制度と経営	—			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育社会学	—			
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		学習・発達論	—			
			教育心理学	—			
			発達心理学	—			

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目			修得単位	中高免許のための修得単位より流用できる単位※①	備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位				
及道徳生徒総指導的な教育相談時間等間に等のする指導科法目	道徳の理論及び指導法	6	○道徳教育の理論と方法	—	—	6		
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の理論と方法	—				
	特別活動の指導法		特別活動の理論と方法	—				
	教育の方法及び技術		○教育方法・技術論	—				
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育方法学	—				
	生徒指導の理論及び方法		○ICT活用の理論と実践	—				
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒・進路指導の理論と方法	—				
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談の理論と方法	—				
	教育実習		○教育実習（副）	3		2	※②	
	教職実践演習		教職実践演習	—		2		
小学校	教科及び教科の指導法に関する科目	16	免許状取得のために 履修する単位数		12	4	※③	
	教育の基礎的理解に関する科目等	19			3	16	※③	
	大学が独自に設定する科目	2			—	—	※③	
	免許法施行規則第66条の6に定める科目	8			—	—	※④	

○印は必修科目

- ※① 免許法施行規則により、中高免許取得のために修得した単位の流用ができます。この規定に基づき、青い網掛けがかかった科目を履修することにより、免許が取得できます。
- ※② 「教科に関する専門的事項」「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目は中高免許取得のために修得した所属学部の単位を充てることができます。重ねて科目を履修する必要はありません。
- ※③ 「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。
- ※④ 免許法施行規則第66条の6に定める科目は中高免許取得のために修得した所属学部の単位を充てすることができます。重ねて科目を履修する必要はありません。

[注] 上表に掲げられる科目は、「教育実習」を除き、すべて特別学期（サマーセッション・ウィンターセッション）で開講されている科目を履修してください。

ダブル免許プログラム 教科及び教科の指導法に関する科目

■中学校教諭2種免許状 英語

教育学部教育学科

は免許取得にあたって追加で修得が必要な科目

科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	本学で開設する科目		修得単位	小免許のための修得単位より充当できる単位 ※①	備考
			科 目	単位			
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	英語学	12	○English Phonetics	1	13	—	
			○English Grammar	2			
			Introduction to Language Studies	—			
			○English in Global Contexts	2			
			Issues in Second Language Acquisition	—			
			Issues in Applied Linguistics	—			
			Language Testing	—			
			Current Issues in Applied Linguistics	—			
			Language Teaching in Asia	—			
			Language and Society	—			
			Teaching English to Children	—			
			Issues in English Linguistics	—			
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	英語文学	12	○British and American Literature	2	13	—	
			Special Studies in American Literature	—			
			Special Studies in British Literature	—			
			Language through Contemporary English Literature	—			
			ELF 101	—			
			ELF 102	—			
			ELF 201	—			
			ELF 202	—			
			ELF 301	—			
			ELF 302	—			
			ELF 401	—			
			ELF 402	—			
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	英語コミュニケーション	12	○Basic Academic English Skills A	2	13	—	
			○Basic Academic English Skills B	2			
			Career English	—			
			Speaking Workshop	—			
			○Multiculturalism in English-speaking Areas	2			
			○英語科指導法Ⅰ	2	2	—	
			英語科指導法Ⅱ	4			
			英語科指導法Ⅲ	2			
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)			免許状取得に必要な単位数	15			

○印は必修科目

※① 免許法施行規則により、小学校免許取得のために修得した単位を充てることができます。この規定に基づき、青い網掛けがかかった科目を履修することにより、免許が取得できます。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

■中学校教諭2種免許状 国語

教育学部教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	小免許のための修得単位より充当できる単位 ※①	備考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位				
教科及び教科の指導法に関する科目	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	12	○日本語学	2	10	—		
	国文学（国文学史を含む。）		日本語学演習	—				
	漢文学		日本語文法論Ⅰ	—				
	書道（書写を中心とする。）		日本語文法論Ⅱ	—				
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		日本語音韻論	—				
	日本語語彙論	—						
	日本語学研究	—						
	日本語史	—						
	○日本文学概論	2						
	○日本文学史	2						
	日本近代文学演習	—						
	日本近代文学研究	—						
	日本古典文学演習	—						
	日本古典文学研究	—						
	○漢文学	2						
	○書写	2						
	○国語科指導法Ⅰ	2	2	—				
	○国語科指導法Ⅱ	2						
	国語科指導法Ⅲ	—						
	国語科指導法Ⅳ	—						
	免許状取得に必要な単位数	12						

○印は必修科目

※① 免許法施行規則により、小学校免許取得のために修得した単位を充てることができます。この規定に基づき、青い網掛けがかかった科目を履修することにより、免許が取得できます。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

ダブル免許プログラム 教科及び教科の指導法に関する科目

■中学校教諭2種免許状 理科

教育学部教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	小免許のための修得単位より充当できる単位 ※①	備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位			
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	物理学	12	○物理学	2	18	—	
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)		○物理学実験	1			
	化学		○化学B	2			
	分析化学		—	—			
	○有機化学A		○有機化学A	2			
	○生化学		○生化学	2			
	化学実験スキル		化学実験スキル	—			
	○基礎化学実験		○基礎化学実験	2			
	○生物学B		○生物学B	2			
	分子生物学		分子生物学	—			
	細胞生物学		細胞生物学	—			
	動物行動学		動物行動学	—			
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	生物学		生物実験スキル	—			
	生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)		○基礎生物学実験	2	2	—	
	地学		生物統計学B	—			
	地学実験 (コンピュータ活用を含む。)		○地学	2			
			○地学実験	1			
			○理科指導法 I	2			
			理科指導法 II	—			
			理科指導法 III	—			
			理科指導法 IV	—			
			免許状取得に必要な単位数	20			

○印は必修科目

※① 免許法施行規則により、小学校免許取得のために修得した単位を充てることができます。この規定に基づき、青い網掛けがかかった科目を履修することにより、免許が取得できます。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

■中学校教諭2種免許状 数学

教育学部教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	小免許のための修得単位より充当できる単位 ※①	備考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位				
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	代数学	12	○代数学 I	2	10	—		
	幾何学		代数学 II	—				
	解析学	12	代数学 III	—				
	「確率論、統計学」		○幾何学 I	2				
	コンピュータ		幾何学 II	—				
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		幾何学 III	—				
			○解析学 I	2				
			解析学 II	—	2	—		
			微分方程式 I	—				
			微分方程式 II	—				
			複素解析 I	—				
			複素解析 II	—				
			ベクトル解析	—				
			○確率統計学 I	2				
			確率統計学 II	—				
			オペレーションズリサーチ	—				
			統計的方法	—				
			○プログラミング I	2				
			数値解析プログラミング	—				
			○教科指導法 I	2	2	—		
			○教科指導法 II	2				
			数学科指導法 III	—				
			数学科指導法 IV	—				
免許状取得に必要な単位数					12			

○印は必修科目

※① 免許法施行規則により、小学校免許取得のために修得した単位を充てることができます。この規定に基づき、青い網掛けがかった科目を履修することにより、免許が取得できます。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

ダブル免許プログラム 教科及び教科の指導法に関する科目

■中学校教諭2種免許状 音楽

教育学部教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	小免許のための修得単位より充当できる単位 ※①	備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位			
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	ソルフェージュ	12	○ソルフェージュⅠ	2	20	—	
	声楽 (合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)		○ソルフェージュⅡ	—			
	器楽 (合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)		○声楽基礎B	2			日本の伝統的な歌唱を含む。
	指揮法		声楽基礎C	—			
	音楽理論・作曲法(編曲法を含む。)・音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)		声楽基礎D	—			
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		○歌唱教育法(合唱)	2			合唱を含む。
			器楽基礎B	—			
			○鍵盤楽器基礎	2			伴奏を含む。
			○和楽器指導法(管・絃・打)	2			和楽器を含む。
			器楽基礎C	—			
			器楽基礎D	—			
			○器楽教育法I(管・打・合奏)	2			合奏を含む。
			器楽教育法II(リコーダー・弦楽器)	—			
			伴奏法	—			
			○指揮法	2			
			○音楽理論	2			
			和声学I	—	2	—	
			和声学II	—			
			創作教育法	—			
			日本音楽史	—			
			民族音楽概説	—			
			西洋音楽史	—			
			鑑賞教育理論(音楽)	—			
			○作曲法I	2			
			作曲法II	—			
			音楽教育実践法	—			
			○音楽史	2			日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。
			○音楽科指導法I	2	2	—	
			音楽科指導法II	—			
			音楽科指導法III	—			
			音楽科指導法IV	—			
			免許状取得に必要な単位数	22			

○印は必修科目

※① 免許法施行規則により、小学校免許取得のために修得した単位を充てることができます。この規定に基づき、青い網掛けがかかった科目を履修することにより、免許が取得できます。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

■中学校教諭2種免許状 美術

教育学部教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	小免許のための修得単位より充当できる単位 ※①	備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位			
教科及び教科の指導法に関する科目	絵画 (映像メディア表現を含む。)	12	○絵画基礎	2	16	映像メディア表現を含む。	
	彫刻		絵画Ⅰ	—			
	デザイン (映像メディア表現を含む。)		絵画Ⅱ	—			
	工芸		○彫刻基礎	2			
	美術理論・美術史 (鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)		彫刻Ⅰ	—			
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		彫刻Ⅱ	—			
			○デザイン基礎	2			
			○映像メディア表現基礎	2			
			デザインⅠ	—			
			デザインⅡ	—			
			○工芸基礎	2			
			工芸Ⅰ	—			
			工芸Ⅱ	—			
教科及び教科の指導法に関する科目	○美術理論	2	○美術理論	2	2	日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。	
	工芸理論	—	工芸史	—			
	工芸史	—	西洋美術史	—			
	西洋美術史	—	日本美術史	—			
	日本美術史	—	○鑑賞教育理論(美術)	2			
	○鑑賞教育理論(美術)	2	デザイン理論	—			
	デザイン理論	—	東洋美術史	—			
	東洋美術史	—	○美術史	2			
	○美術史	2	○美術科・工芸科指導法Ⅰ	2			
	○美術科・工芸科指導法Ⅰ	2	美術科・工芸科指導法Ⅱ	2			
	美術科・工芸科指導法Ⅱ	2	美術科指導法Ⅰ	2			
	美術科指導法Ⅰ	2	美術科指導法Ⅱ	2			
	美術科指導法Ⅱ	2	免許状取得に必要な単位数	18			

○印は必修科目

※① 免許法施行規則により、小学校免許取得のために修得した単位を充てることができます。この規定に基づき、青い網掛けかかかった科目を履修することにより、免許が取得できます。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

ダブル免許プログラム 教育の基礎的理 解に関する科目等

■中学校教諭2種免許状 英語／国語／理科／数学／音楽／美術

教育学部教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	小免許のための修得単位より充当できる単位 ※①	備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位			
教育の基礎的理 解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理	—	—	6	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教育哲学	—			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教職概論	—			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育の制度と経営	—			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育社会学	—			
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	6	学習・発達論	—			
	道徳の理論及び指導法		教育心理学	—			
	総合的な学習の時間の指導法		発達心理学	—			
	特別活動の指導法		特別支援教育	—			
	教育の方法及び技術		教育課程編成論	—			
及び生徒総合的な教育相談時間等に関する指導法	情報通信技術を活用した教育の理論と方法	6	道徳教育の理論と方法	—	—	6	
	生徒指導の理論及び方法		総合的な学習の時間の理論と方法	—			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		特別活動の理論と方法	—			
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育方法・技術論	—			
	教育実習		ICT活用の理論と実践	—			
	教職実践演習		生徒・進路指導の理論と方法	—			
	○教育実習(小・中)		教育相談の理論と方法	—			
中学校	教育実践	5					
	教職実践演習	2					
	教育の基礎的理 解に関する科目等	19	免許状取得のために履修する単位数		—	19	
	大学が独自に設定する科目	4			—	—	※②
	免許法施行規則第66条の6に定める科目	8			—	—	※③

○印は必修科目

- ※① 免許法施行規則により、小学校免許取得のために修得した単位を充てることができます。この規定に基づき、青い網掛けがかかった科目を履修することにより、免許が取得できます。
「教育の基礎的理 解に関する科目等」(教育実践に関する科目を除く)の履修については、科目名が違う場合でも履修する必要はありません。
- ※② 「大学が独自に設定する科目」は小学校免許取得のために修得した「全人教育論」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位、「教育の基礎的理 解に関する科目」で教育学科の卒業要件としている必修選択科目を充てることができます。
したがって重ねて科目を履修する必要はありません。
- ※③ 免許法施行規則第66条の6に定める科目は小学校免許取得のために修得した所属学部の単位を充てることができます。重ねて科目を履修する必要はありません。

ダブル免許プログラム 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校・中学校コース）

■ 小学校教諭 1種免許状

教育学部教育学科

■ 小学校教諭 2種免許状

文学部・農学部・工学部・芸術学部/教育学部教育学科で社会、保健体育を主免とする場合

教育学部教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位		中学校免許取得修得単位より流用可能な単位	備 考		
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	小1	小2				
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	国 語（書写を含む。）	1種 10 2種 4	国語	2	2		8	※①②		
			日本語学	2	—					
	社 会		日本文学概論	2	—		8			
			日本文学史	2	—					
	算 数		書写	2	—		8			
			社会	2	2					
	理 科		日本史概論	2	—		8			
			外国史概論	2	—					
	生 活		地理学概論	2	—		8			
			地誌学概論	2	—					
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	音 楽		算数	2	2		8			
			代数学 I	2	—					
	図画工作		幾何学 I	2	—		8			
			確率統計学 I	2	—					
	家 庭		プログラミング I	2	—		8			
			理科	2	2					
	体 育		物理学	2	—		8			
			化学B	2	—					
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	外 国 語		生物学B	2	—		8			
			地学	2	—					
	外 国 語		生活	2	2		—			
			音楽	2	2					
	外 国 語		歌唱教育法（合唱）	2	—		8			
			器楽教育法 I（管・打・合奏）	2	—					
	外 国 語		音楽理論	2	—		8			
			音楽史	2	—					
	外 国 語		図工	2	2		8			
			美術理論	2	—					
	外 国 語		美術史	2	—		—			
			絵画基礎	2	—					
	外 国 語		彫刻基礎	2	—		8			
			家庭	2	2					
	外 国 語		体育（幼・小）	2	2		8			
			運動学（運動方法学を含む。）	2	—					
	外 国 語		生理学（運動生理学を含む。）	2	—		8			
			衛生学	2	—					
	外 国 語		学校保健	2	—		—			
			外国語（英語）	2	2					
	外 国 語		English Grammar	2	—		8			
			British and American Literature	2	—					
	外 国 語		Basic Academic English Skills A	2	—		—			
			Basic Academic English Skills B	2	—					

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位		中学校免許 取得修得単 位より流用 可能な単位	備 考	
科目	各科目に含めることが 必要な事項	単位	科 目	単位	小 1	小 2			
教科及び教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）	国 語（書写を含む。）	1種 20 2種 12	国語科指導法	2	2		2	※②③	
	社会		国語科指導法 I	2	—				
	算 数		社会科指導法	2	2				
	理 科		社会科・地理歴史科指導法 I	2	—		4		
	生 活		社会科・公民科指導法 I	2	—				
	音 楽		算数科指導法	2	2		2		
	図画工作		数学科指導法 I	2	—				
	家 庭		理科指導法	2	2		2		
	体 育		理科指導法 I	2	—				
	外 国 語		○生活科指導法	2	2	20 ※④	12		
			音楽科指導法	2	2				
			音楽科指導法 I	2	—		2		
免許状取得に必要な単位数			図工科指導法	2	2				
30			美術科・工芸科指導法 I	2	—		2		
			○家庭科指導法	2	2		—		
			体育科指導法	2					
			保健体育科指導法 I	2	—		2		
			外国語（英語）指導法	2	2				
			英語科指導法 I	2	—		2		
			※⑤		12				

○印は必修科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学で独自に設定する科目」として充てることができます。

- ※① 1種免許取得の場合、「教科に関する専門的事項」（上記表の免許法施行規則に定める科目）は、修得が必要な10単位のうち、8単位は中学校免許取得のために修得した単位を流用できる。
 - ※② 2種免許取得の場合は、「教科に関する専門的事項」（上記表の免許法施行規則に定める科目）を4単位以上、「各教科の指導法」を6科目（音楽・図工・体育（幼・小）のうち2科目を含む）12単位以上を修得する必要があるが、各免許種で中学校免許取得に必要な単位より流用可能な「教科に関する専門的事項」8単位、「各教科の指導法」を修得しているため、該当教科に追加で履修の必要はない。（加えて4単位余剰となるため、取得する小学校免許の「大学が独自に設定する科目」として充てることができる。）
 - ※③ 「各教科の指導法」については、取得する中学校免許のいずれか2単位を選択必修科目として修得すること。各免許種で中学校免許取得に必要な単位より流用可能な修得単位がある場合には該当教科について追加で履修の必要はない。
 - ※④ 20単位より、中学校免許取得修得単位より流用可能な単位数を差し引いた単位数を履修。
 - ※⑤ 中学校免許教科による。

ダブル免許プログラム

■高等学校教諭1種免許状 情報

教育学部教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	小免許のための修得単位より充当できる単位 ※①	備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位			
教科及び教科の指導法に関する科目	情報社会・情報倫理	24	○デジタルシチズンシップ	2	22	66条の6に定める科目の必修のため、追加履修は不要 実習を含む。	
	コンピュータ・情報処理 (実習を含む。)		○情報科学入門	2			
	情報システム(実習を含む。)		○ソフトウェアサイエンス実験	2			
	情報通信ネットワーク (実習を含む。)		○論理回路	2			
	マルチメディア表現・マルチ メディア技術(実習を含む。)		○データベース	2			
	情報と職業		○情報システム	2			
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		○オペレーティングシステム	—			
	教育の理念並びに教育に関する歴史 及び思想		○ネットワーク技術 I	2			実習を含む。
	教職の意義及び教員の役割・職務内 容(チーム学校運営への対応を含む。)		○ネットワーク技術 II	2			実習を含む。
	教育に関する社会的、制度的又は経 営的事項(学校と地域との連携及び 学校安全への対応を含む。)		データ通信	—			
教育の基礎的 理解に関する 科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達及 び学習の過程	10	情報セキュリティ	—	4	10	
	特別の支援を必要とする幼児、児童 及び生徒に対する理解		○マルチメディア処理	2			実習を含む。
	教育課程の意義及び編成の方法(力 リキュラム・マネジメントを含む。)		○コンピュータグラフィックス	2			
			イメージプロセッシング	—			
			○情報処理技術	2			
			○情報科指導法 I	2			
			○情報科指導法 II	2			
			教育原理	—			
			教育哲学	—			
			教職概論	—			
			教育の制度と経営	—			
			教育社会学	—			
			学習・発達論	—			
			教育心理学	—			
			発達心理学	—			
			特別支援教育	—			
			教育課程編成論	—			

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目			修得単位	小免許のための修得単位より充当できる単位 ※①	備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位				
及 び 生 徒 総 合 的 な 教 育 相 談 等 に 関 す る 科 目	総合的な学習の時間の指導法	8	総合的な学習の時間の理論と方法	—	8	—	—	
	特別活動の指導法		特別活動の理論と方法	—				
	教育の方法及び技術		教育方法・技術論	—				
	情報通信技術を活用した教育の理論と方法		ICT活用の理論と実践	—				
	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導の理論と方法	—				
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教育相談の理論と方法	—				
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○教育実習（高等学校）	3				
関 する 教 育 実 践 科 目 に	教育実習	5	教職実践演習	—	—	2		
	教職実践演習	2			26	—		
中 学 校	教科及び教科の指導法に関する科目	24			3	23		
	教育の基礎的理解に関する科目等	23			—	—	※②	
	大学が独自に設定する科目	12			—	—		
	免許法施行規則第66条の6に定める科目	8			—	—	※③	

○印は必修科目

- ※① 免許法施行規則により、小学校免許取得のために修得した単位を充てることができます。この規定に基づき、青い網掛けがかかった科目を履修することにより、免許が取得できます。
 「教育の基礎的理解に関する科目等」（教育実践に関する科目を除く）の履修については、科目名が違う場合でも履修する必要はありません。
- ※② 「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。
 「大学が独自に設定する科目」は小学校免許状取得のために修得した「全人教育論」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位、「教育の基礎的理解に関する科目」で教育学科の卒業要件としている必修選択科目を充てることができます。
 したがって重ねて科目を履修する必要はありません。
- ※③ 免許法施行規則第66条の6に定める科目は小学校免許取得のために修得した所属学部の単位を充てることができます。重ねて科目を履修する必要はありません。

IV 規則

教職課程履修規則	106
介護等体験に関する規則	108
教育実習に関する規則	109

教職課程履修規則

1 目的

この規則は、学則第11条第3項に基づき、教育職員免許状の授与を受けるために必要な教科目の履修ならびに教職特別講座等（以下合わせて「教職課程」とする）を受講する場合に必要な事項について定める。

2 受講の条件

第1セメスターより教職課程を受講するには以下の条件を満たす必要がある。

- (1) 第1セメスターに実施する教職課程受講ガイダンスを受講していること。
- (2) 教職課程受講申請手続きを決められた期日までに行うこと。
- (3) 上記の条件を満たしても、以下に該当する場合は、受講を許可しない。
 - ① 教師になる意志のない者。
 - ② 学力不足、教職適性等からみて、教師としての資質に問題があると認められる者。

II. 第3セメスター以降から教職課程の受講を開始する場合は、別途各学部学科にて定める規準を充足すること。

3 受講継続の条件

教職課程の受講を継続するには以下の条件を満たす必要がある。

- (1) 各学部、各学科が定める教職課程受講継続条件を満たしていること。
- (2) 上記の条件を満たしても、以下に該当する場合は、受講継続を許可しない。
 - ① 教師になる意志のない者。
 - ② 学力不足、教職適性等からみて、教師としての資質に問題があると認められる者。

4 受講の費用

教職課程を受講するには取得を希望する教育職員免許状に応じて別表で定められた教職課程受講料を各年次の指定された期日までに納入しなければならない。なお、年度途中で退学・休学・受講取消の手続きが承認された場合には、教職課程受講料を一部返還する場合がある。ただし、6項の定める受講中止、また教職特別講座等の欠席においては、これを返還しない。

5 受講の取消

教職課程の受講取消は取り消すには籍を置く学科の教職担当教員の承認を受けたのち、「教職課程受講取消届」を教師教育リサーチセンターに提出しなければならない。

6 受講の中止

次に該当する学生は、教職課程の受講を中止する。

- ① 教職課程受講継続条件に抵触した者。
- ② 教職課程受講料を指定した期日までに納入しなかった者。
- ③ 教師としての資質に問題があると認められる者。ならびに教職課程履修にあたり望ましくない行為があった者。
- ④ 教師になる意志のない者。

7 履修科目

- (1) 教育職員免許状の授与に必要な授業科目および単位数については、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則等の法令に基づき、本学が定めたものとする。
- (2) 受講許可を得た者は、自らの責任において履修登録期間にそのセメスターで履修する科目を登録しなければならない。
- (3) 小学校および中学校の教育職員免許状の授与については、教育職員免許法の特例等に関する法律で「介護等の体験」が義務づけられている。介護等体験については「介護等体験に関する規則」に定める。
- (4) 教育実習については、「教育実習に関する規則」に定める。

8 教職特別講座

- (1) 教職課程受講者は指定された教職課程特別講座にすべて出席しなければならない。
- (2) やむを得ない事由により欠席する場合は、ただちに教師教育リサーチセンターに連絡し指示を仰ぐこと。

9 教育職員免許状の申請

- (1) 教育職員免許状授与資格を得た者は、教育職員免許状授与に関する申請ができる。
- (2) 教育職員免許状の申請は個人申請または大学が行なう一括申請による。
- (3) 個人申請については、自己の責任において授与権者（都道府県の教育委員会）に申請する。
- (4) 一括申請については、一括申請ガイダンスに出席し所定の手続きをとることとする。

10 転・編入学生の教職課程受講

転・編入学生の教職課程受講許可、ならびに履修については転・編入学前の単位修得状況などを勘案し、当該学部、学科ごとに指示する。

11 ダブル免許プログラム

ダブル免許プログラムの履修については別に定める。

12 事務主管

教職課程に関する事務は、教師教育リサーチセンターおよび授業運営課で行う。

13 規則の改定

この規則の改定については、教職課程委員会で審議し決定する。

別表 教職課程受講料

(1) 幼稚園/小学校/中学校/高等学校 教育職員免許状取得希望者

(単位：円)

	1年次	2年次	3年次	4年次	計
教職課程受講料	11,700	13,700	34,500	10,900	70,800
参観実習受講料	4,000				4,000
介護等体験受講料		18,000*	18,000		18,000
教育実習受講料			25,000*	25,000	25,000
合 計	15,700	13,700	52,500	35,900	117,800

※ 2年次に介護等体験を行う芸術学部の学生の介護等体験料は、2年次で徴収。

※ 3年次に教育実習を行う芸術学部の学生の教育実習受講料は、3年次で徴収。

*複数免許を取得するにあたって教育実習を2回行う場合は、4年次に15,000円を別途徴収。

(2) 保育士資格または幼稚園教育職員免許状取得希望者（乳幼児発達学科）

(単位：円)

	1年次	2年次	3年次	4年次	計
教職課程受講料	11,700	13,700	34,500	10,900	70,800
参観実習受講料	4,000				4,000
教育実習受講料				25,000	25,000
合 計	15,700	13,700	34,500	35,900	99,800

(3) 保育士資格および幼稚園教育職員免許状取得希望者（乳幼児発達学科）

(単位：円)

	1年次	2年次	3年次	4年次	計
教職課程受講料	11,700	13,700	34,500	10,900	70,800
参観実習受講料	4,000				4,000
教育実習受講料			25,000	25,000	50,000
合 計	15,700	13,700	59,500	35,900	124,800

(4) 高等学校 教育職員免許状取得希望者（高等学校教諭免許状のみを取得する場合）

(単位：円)

	1年次	2年次	3年次	4年次	計
教職課程受講料	11,700	13,700	34,500	10,900	70,800
参観実習受講料	4,000				4,000
教育実習受講料				25,000	25,000
合 計	15,700	13,700	34,500	35,900	99,800

介護等体験に関する規則

1 目的

本学通学課程の学生が教育職員免許法の特例等に関する法律の定めにより、介護等の体験を行なう場合について、必要な事項を定める。

2 介護等体験

- (1)介護等体験は、「介護等体験に関する事前指導（含むガイダンス）」、「現場における介護等体験」に分けられ、これらすべてに出席しなければならない。
- (2)介護等体験は、介護等体験証明書をもって体験したことが証明される。（教職課程委員会報告事項）

3 条件

- 現場における介護等体験を行なう者（以下「体験生」という）は、事前に以下の条件を満たしている者とする。
- (1)教職課程の受講許可を受けている者
 - (2)指定された期日に健康診断・細菌検査等を受け伝染のおそれのある疾病がないと認められた者
 - (3)正常な教育活動・利用者の生活を妨げるおそれのない者
 - (4)介護等体験に関する事前指導にすべて出席している者
 - (5)指定された期日までに以下の書類を提出している者
 - ・介護等体験身上書
 - ・誓約書
 - ・介護等体験希望学生個人票
 - ・介護等体験証明書
 - ・その他学部・学科で指示された課題等

4 時期および期間

- (1)体験年次は3年次（芸術学部のみ2年次）とする。ただし、留学等の事由により指定した年次に行なえない場合は、「留学・研修に伴う介護等体験年度変更願」を定められた期日までに提出し、許可を受けて体験年次を変更することができる。なお、転・編入学生については3年次で行なう。
- (2)現場における介護等体験（以下「介護等体験」という）の時期については、受入先の特別支援学校および受入先の社会福祉施設（以下「受入先」という）の定めるところとする。
- (3)日数については、特別支援学校で2日間、社会福祉施設で5日間を原則とし、1日の時間帯および時間数は受入先の定めるところとする。

5 体験を行なう施設・学校

体験を行なう施設ならびに学校は、教育職員免許法の特例等に関する法律により、文部科学大臣が定めたところとし、大学を通して一括して依頼する。したがって、自己で開拓することはできない。

6 欠席

- (1)欠席は認められない。やむを得ない事由により欠席する場合は、ただちに教師教育リサーチセンターに連絡し指示を仰ぐこと。
- (2)介護等体験を欠席した場合は、「介護等体験欠席届」に理由を明記し、内容を証明する書類（病気の場合は医師の診断書等）を添えて、欠席した日から1週間以内に教師教育リサーチセンターに提出すること。
- (3)病気等欠席の事由が正当と認められた場合、次年度以降

に所定の日数の体験をすることとする。なお、費用の納入については別に指示する。

7 体験生の義務

- 体験生は、以下のことに注意し介護等体験を行なわなければならない。これに違反した場合は、ただちに介護等体験を中止する。また、介護等体験の終了後であってもこのような事実があった場合には、その介護等体験は無効とする場合がある。
- ①体験生は、受入先の校則・規則を守り、教育方針や施設の目的を理解し、受入先の秩序を乱したり、児童・生徒ならびに利用者の人格・尊厳を傷つけることが無いよう、注意を払わなければならない。
 - ②体験生は、受入先の校長・施設長・教職員の指示に従わなければならぬ。
 - ③体験生は、教師を志す学生としての本分を忘れず、その態度、服装および言動に注意しなければならない。
 - ④介護等体験により知り得た児童・生徒・施設利用者のプライバシーに関する情報については、守秘義務があり、体験中はもちろん体験後であっても第三者に漏らしてはならない。

8 事後提出物

- 体験生は、介護等体験終了後、指定された期日までに以下のものを提出しなければならない。特別な理由無く提出が遅れた場合は、介護等体験証明書は発行されない。
- ①「社会福祉施設における自己評価票」を、社会福祉施設での体験終了後1週間以内に教師教育リサーチセンターに提出する。なお、提出期日が土・日・祝日にあたる場合は、その翌日までとする。
 - ②「介護等体験日誌」は、特別支援学校と社会福祉施設両方の体験が終了後、それぞれの感想文を書いた上で1週間以内に教師教育リサーチセンターに提出する。なお、提出期日が土・日・祝日にあたる場合は、その翌日までとする。
 - ③その他、受入先から感想文等課題を求められた場合は、受入先が指定した要領で提出する。

9 辞退

介護等体験の辞退は、原則として認めない。

10 介護等体験証明書

- (1)体験生の「介護等体験証明書」（以下「証明書」という）は受入先から教師教育リサーチセンターを経由し必要事項が記入されていることを確認したうえで体験生に返還する。なお、なんらかの事由により受入先から直接「証明書」を体験生が受けた場合は、教師教育リサーチセンターにただちに提出することとする。
- (2)証明書は原則再発行しない。

11 事務主管

介護等体験に関する事務は、教師教育リサーチセンターが行う。

12 規則の改定

この規則の改定については、教職課程委員会で審議し決定する。

教育実習に関する規則

1 目的

本学の通学課程の学生が教育職員免許法の定めにより、教育実習を行なう場合について、必要な事項を定める。

2 教育実習

- (1)教育実習は、「教育実習に関する事前指導」、「現場における教育実習（以下「実習」という）」および「教育実習に関する事後指導」に分けられ、これらすべてを履修しなければならない。
- (2)教育実習は、取得しようとする免許の校種により以下の単位数を修得しなければならない。
- | | |
|-------------|------|
| 幼稚園、小学校、中学校 | 5 単位 |
| 高等学校 | 3 単位 |
- なお、校種の異なる免許を複数取得しようとする場合は、別に指示する。
- (3)教育実習の単位数については、大学設置基準に則り、本学学則に定められた時間数とする。

3 受講条件

実習を行なう者（以下「実習生」という）は、事前に以下の条件を満たしている者とする。

- (1)教職課程の受講許可を受けている者。
- (2)指定された期日に健康診断等を受け、伝染のおそれのある疾病がないと認められた者。
- (3)正常な教育活動を妨げるおそれのない者。
- (4)学部・学科が定める受講条件を満たしている者。
- (5)教育実習に係る指導（ガイダンス含む）にすべて出席している者。

(6)指定された期日までに「教育実習校登録票・調査書」を提出している者。

4 本実習の時期および期間

実習の時期は幼稚園が第6・7セメスター、小学校・中学校・高等学校が第7セメスターとする。ただし、芸術教育学科の中学校・高等学校は第6セメスターとする。また、ダブル免許特別プログラムならびに教育学部サブ免許の小学校・中学校・高等学校による実習は第8セメスター、幼稚園は第6セメスターで行ない、期間については、実習校がこの範囲内において定めたものとする。

5 欠席

- (1)欠席は認められない。やむを得ない事由により欠席する場合は、ただちに教師教育リサーチセンターに連絡し指示を仰ぐこと。
- (2)欠席した場合は、その不足時間数を補わなければならない。
- (3)欠席した場合は、「教育実習欠席届」に理由を明記し、内容を証明する書類（病気の場合は医師の診断書等）添えて、欠席した日から1週間以内に教師教育リサーチセンターに提出すること。

6 教育実習生の義務

実習生は、以下のことに注意し実習を行なわなければならない。これに違反した場合は、ただちに実習を中止する。また、実習終了後であってもこのような事実があった場合には、その実習は無効とする場合がある。

- ①実習生は、実習校の校則・規則を守り、教育方針を理解し、実習校の秩序を乱したり、児童、生徒の人格、尊厳を傷つけることが無いよう、注意を払わなければならぬ。
- ②実習生は、実習先の園長、校長、教頭、ほか教職員の指示に従わなければならない。
- ③実習生は、教師を志す学生としての本分を忘れず、その態度、服装および言動に注意しなければならない。
- ④実習により知り得た児童、生徒、教職員のプライバシーに関する情報については、守秘義務があり、実習中はもちろんのこと、実習後であっても第三者に漏らしてはならない。

7 事後指導等

- (1)実習終了後1週間以内に教師教育リサーチセンターに実習終了の報告をし、「教育実習報告書」を受取り、報告書をただちに作成して教育実習指導担当教員の事後指導を受けなければならない。
- (2)実習生は、実習終了後ただちに「教育実習日誌」等定められた提出物を実習校に提出しなければならない。特別な理由無く提出が遅れた場合は、教育実習の単位の認定は行なわない。

8 辞退

教育実習の辞退は、原則として認めない。

9 事務主管

教育実習に関する事務は、教師教育リサーチセンターが行う。

10 規則の改定

この規則の改定については、教職課程委員会で審議し決定する。

MEMO

MEMO

MEMO

教職課程受講ガイド

玉川大学

東京都町田市玉川学園6-1-1

